

入間市一般廃棄物処理基本計画



3Rくん

令和3年3月

入 間 市

目 次

第1章	計画の概要	1
第1節	市の概要	1
1.	市の概況	1
2.	人口と世帯数	2
第2節	計画の背景と位置付け	3
1.	計画の背景	3
2.	計画の位置付け	3
第3節	計画の目標年度	4
第4節	計画の構成	4
第5節	廃棄物・リサイクル関連の動向	5
1.	廃棄物・リサイクルの法制度	5
2.	我が国のごみ処理関連のトピック	6
第2章	ごみ処理の現状	12
第1節	ごみ処理の経緯	12
第2節	ごみ処理の現状	13
1.	ごみ処理主体	13
2.	本市のごみ関連組織	14
3.	ごみ処理フロー	15
第3節	ごみ処理の実績	16
1.	ごみ総排出量の実績	16
2.	処理・処分の実績	18
3.	ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業	20
第4節	収集・運搬の現状	22
第5節	中間処理の現状	23
1.	中間処理等の施設	23
2.	余熱利用	25
3.	ダイオキシン類の測定結果	26
第6節	最終処分の現状	27
第7節	ごみ処理経費	28
第3章	ごみ処理の課題と将来予測	29
第1節	ごみ処理の評価	29
1.	前計画の目標値の達成状況	29
2.	国、県との比較	32

3.	類似自治体との比較	34
第2節	ごみ処理の課題	35
1.	ごみ排出量	35
2.	資源化率	35
3.	中間処理	35
4.	最終処分	35
第3節	ごみ排出量の予測	36
1.	人口の予測	37
2.	事業活動の予測	38
3.	ごみ排出量の将来予測	39
第4章	ごみ処理基本計画	41
第1節	ごみ処理の基本方針	41
1.	基本方針	41
2.	基本施策	41
第2節	上位計画の数値目標	43
1.	国及び県の計画	43
2.	本市の上位計画	44
第3節	本計画の数値目標	45
第4節	個別施策	51
1.	施策の体系	51
2.	個別施策の内容と目標	53
第5章	生活排水処理基本計画	61
第1節	し尿及び浄化槽汚泥処理の現状	61
1.	し尿及び浄化槽汚泥処理の実績	61
2.	収集・運搬体制	62
3.	処理施設	62
第2節	生活排水処理の基本方針	64
第3節	生活排水処理の予測	64
第4節	生活排水の処理主体	64
第5節	生活排水処理基本計画	65
1.	計画の目標	65
2.	処理計画	65
第6章	計画の進行管理と推進体制	66
第1節	計画の進行管理	66
第2節	個別施策の目標を利用した進行管理	67
1.	現況や取組状況の点検・評価	67

2.	年次報告書の作成.....	67
第3節	計画の推進体制.....	67
1.	入間市廃棄物減量等推進審議会が担う役割.....	67
2.	入間市ごみ減量化等推進協力会が担う役割.....	67
資料	1.....	70
資料	2.....	71
資料	3.....	72
資料	4.....	76

用語の定義（本計画で使用する用語の定義）

用語	定義
ごみ排出量	家庭系ごみ＋事業系ごみ＋不法投棄ごみ
ごみ総排出量	ごみ排出量＋集団資源回収量
資源化率	資源化量÷ごみ総排出量
最終処分率	最終処分量÷ごみ排出量

2. 人口と世帯数

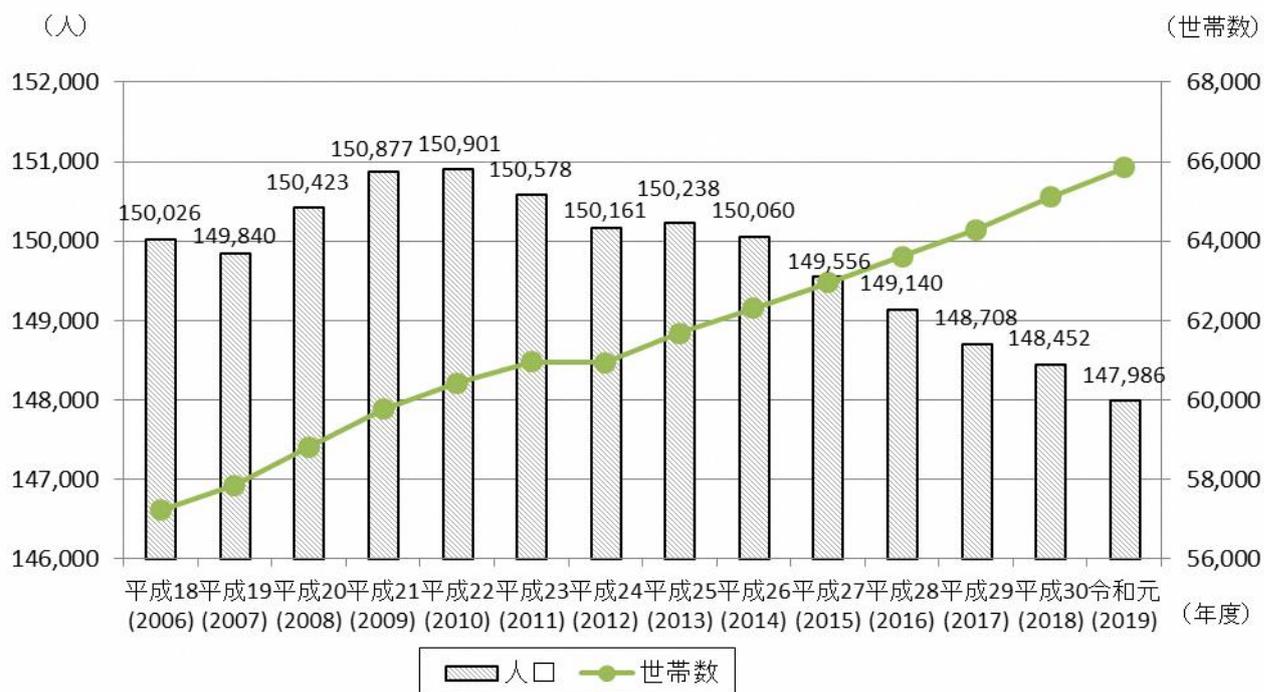
平成18(2006)年から平成22(2010)年までは人口は増加傾向でしたが、平成23(2011)年以降は減少傾向となっています。令和元(2019)年の人口は147,986人となり、平成22(2010)年に比較して2,915人減少(▲1.9%)しています。その中で世帯数は増加傾向となっており、平成22(2010)年から令和元(2019)年までの10年間に5,411世帯増加(9.0%)しています。

人口、世帯数の実績

年	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)
人口 (人)	150,026	149,840	150,423	150,877	150,901	150,578	150,161	150,238	150,060	149,556	149,140	148,708	148,452	147,986
世帯数 (世帯)	57,227	57,845	58,813	59,760	60,430	60,955	60,945	61,686	62,305	62,945	63,603	64,293	65,100	65,841

※各年10月1日 出典:入間市住民基本台帳

人口、世帯数の推移



第2節 計画の背景と位置付け

1. 計画の背景

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき策定するもので、本市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めるものです。

本市では、平成18（2006）年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量・資源化や生活排水処理に関する取組を推進してきました。

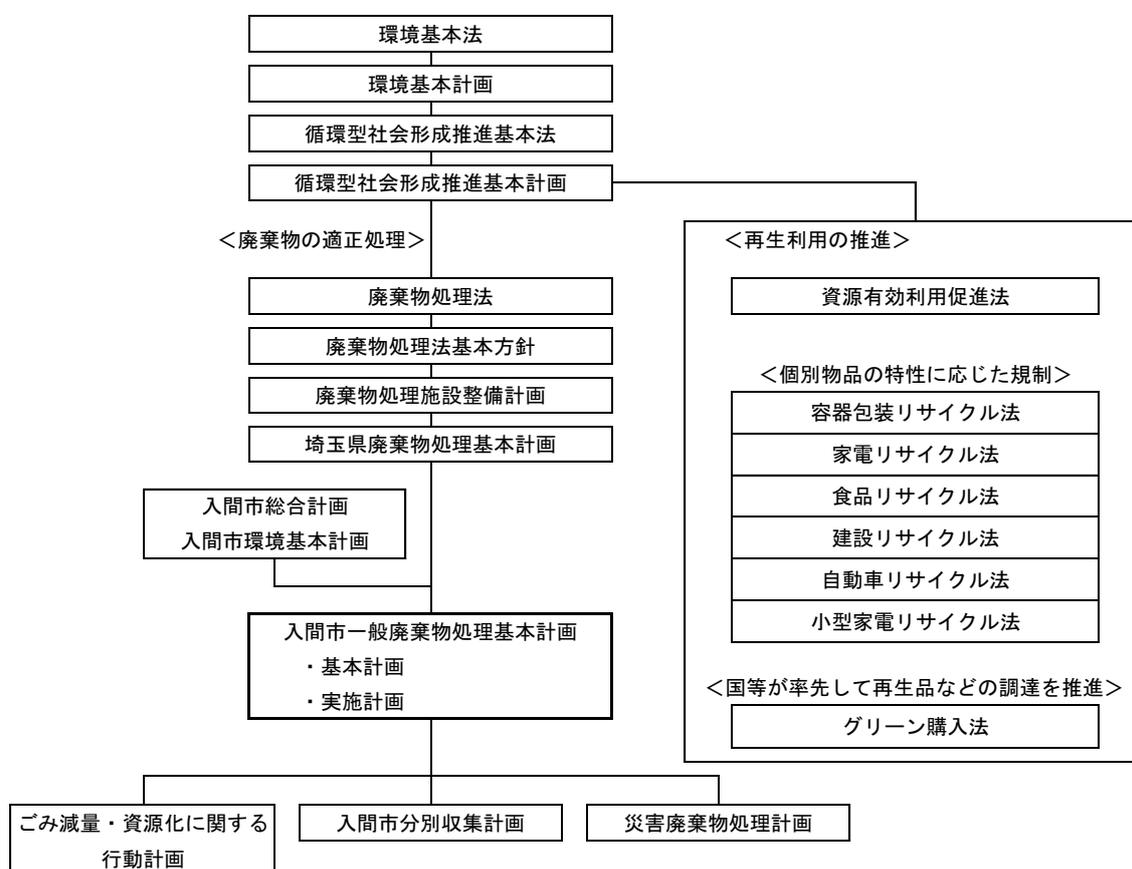
このたび策定する一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、計画策定後15年が経過し計画の見直し時期となっていることから、資源循環行政をめぐる最新動向や、市の現状及び課題を的確に分析・検討するとともに、市民意見を十分に聴取したうえで、計画期間を令和3（2021）年度から令和17（2035）年度までの15年間として、計画内容を見直し改定したものです。

2. 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、入間市総合計画、その他の関連計画と整合を図っていきます。また、本計画に示す個別施策については、ごみ減量・資源化に関する行動計画で具体化を図ります。

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

一般廃棄物処理計画と他の計画との関係



第3節 計画の目標年度

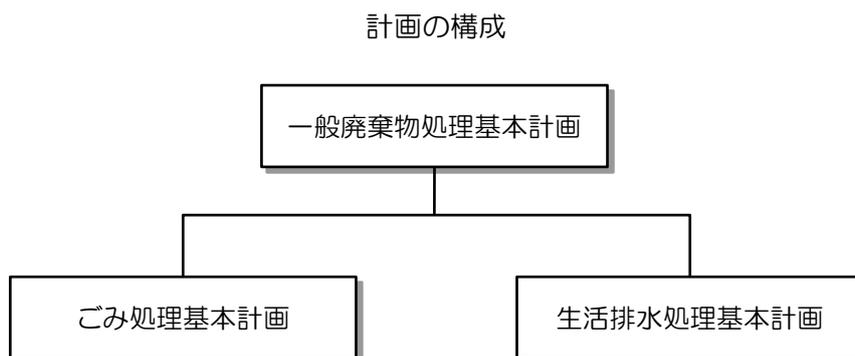
計画期間は、長期的な視点を考慮し、令和3（2021）年度から令和17（2035）年度の15年間とします。計画目標年は15年後の令和17（2035）年度とし、中間的な目標として、短期目標と中期目標を設定し、それぞれ令和7（2025）年度及び令和12（2030）年度とします。

なお、計画策定から概ね5年ごとに目標達成状況を踏まえた本計画の見直しを行うとともに、社会・経済情勢の変化があり、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとします。



第4節 計画の構成

本計画は、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画）と、生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画）で構成します。



第5節 廃棄物・リサイクル関連の動向

1. 廃棄物・リサイクルの法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。



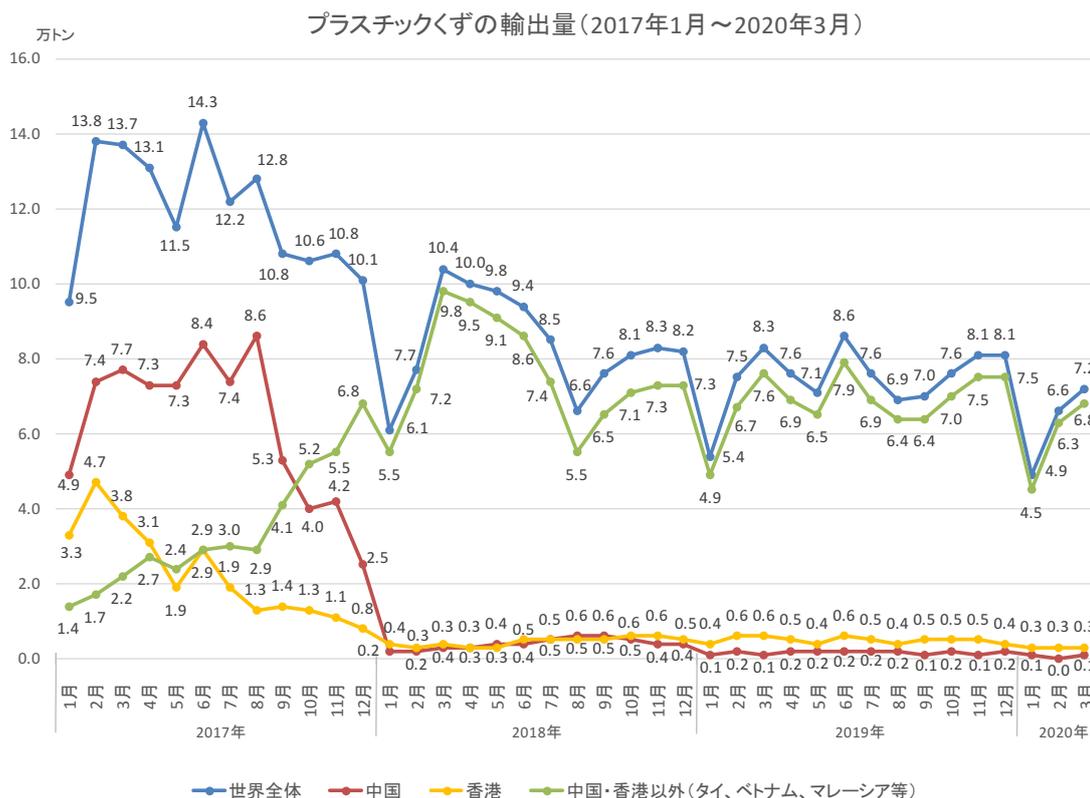
※環境省：第四次循環型社会形成推進基本計画パンフレット（2018.10）より転載

2. 我が国のごみ処理関連のトピック

我が国のごみ処理に関連する近年のトピックとして、プラスチック資源と食品ロス問題、災害廃棄物処理のための法改正を取り上げます。

(1) プラスチック資源循環戦略について

世界的に大きな問題として指摘されている、プラスチック資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題及びアジア諸国の輸入制限への対応等への課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものとして、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。



出典)財務省貿易統計(HSコード:プラスチックのくず 3915)

※中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源小委員、産業構造審議会技術環境分科廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略 ワーキンググループ合同会議(第5回)プラスチックを取り巻く国内外の状況<参考資料集>より転載

この戦略においては、基本的な対応の方向性を「3R+Renewable」としています。すなわち、循環型社会形成推進基本法の基本原則(3Rの優先順位等)を踏まえた上で、①ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、②より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替えた上で、③できる限り長期間、プラスチック製品を使用しつつ、④使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用(リサイクルによる再生利用、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含む)を図ることとしています。

その具体的な取組を推進するため、世界的トップレベルの野心的な「マイルストーン」を設定しています。

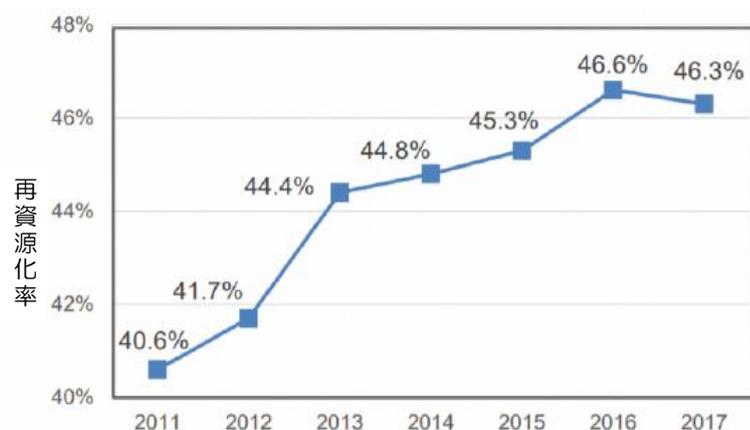
【リデュース】

この戦略で提言しているリデュースの目標としては、消費者はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、代替品が環境に与える影響を考慮しつつ、2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）をこれまでの努力も含め累積で25%排出抑制することを目指す。

【リユース・リサイクル】

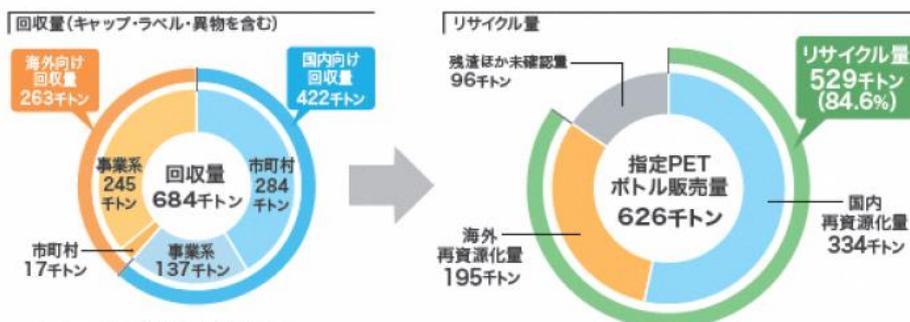
PET ボトルを除くプラスチック製容器包装の再資源化率は、2017年で46.3%となっています。PET ボトルのリサイクル率は、国内、海外を合わせて84.6%となっています。このようなリユース・リサイクルの実態を踏まえ、この戦略では、次のようなマイルストーンを掲げています。

- 2025年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとすることを目指す（それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保することを目指す）。
- 2030年までに、プラスチック製容器包装の60%をリユース又はリサイクルするよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指す。
- 2035年までに、すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指す。



■プラスチック製容器包装（PET ボトルを除く）の再資源化率の推移
 出典）プラスチック容器包装リサイクル推進協議会「プラスチック容器包装の資源循環2030宣言」
http://www.pprc.gr.jp/3r/resources_2030/resources_2030_v1.pdf

リサイクル率 **84.6%**、リサイクル量 国内 **334**千トン 海外 **195**千トン



■PET ボトルの再資源化率
 出典）PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル年次報告書 2019」
<http://www.petbottle-rec.gr.jp/nenji/new.pdf>
 ?181121

【再生利用・バイオマスプラスチック】

この戦略では、プラスチックの再生利用やバイオマスプラスチックについては、次のようなマイルストーンを設定しています。

- 適用可能性を勘案した上で、政府、地方自治体はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増を目指す。
- 導入可能性を高めつつ、国民各界各層の理解と連携協働の促進により、2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入を目指す。

プラスチック資源のリデュースの具体的な施策の一つとして令和2（2020）年7月1日から「レジ袋の有料化義務化」がスタートしています。この有料化を契機として、消費者のライフスタイルの変革を促し、プラスチック資源全般に関して、全国民の関心が高まっていくことが期待されています。

また、海洋プラスチック問題として、数年前から問題視されてきたマイクロプラスチック問題、海岸漂着プラスチック問題に加えて、直近では、マスクのポイ捨てによる海洋汚染問題が報道されています。

プラスチック資源を適正に管理、循環させていくことは、国内の環境を保全するだけでなく、世界規模の環境汚染を軽減していくことになり、極めて重要な施策であるといえます。

（2）我が国の食品ロスの現状

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題です。

こうした状況において、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）が、令和元（2019）年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元（2019）年10月1日に施行されました。また、本法律第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2（2020）年3月31日に閣議決定されました。

この基本的な方針では、食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要であると指摘しています。具体的には、下記のような理解と行動をしていくことが求められるとしています。

- 食べ物を無駄にしない意識を持つこと。
- 食品ロス削減の必要性について認識すること。
- 生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることを理解すること。
- 消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解すること。
- 可能なものから具体的な行動に移すこと。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくとしています。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題であります。事業者1者1者、消費者1人1人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明

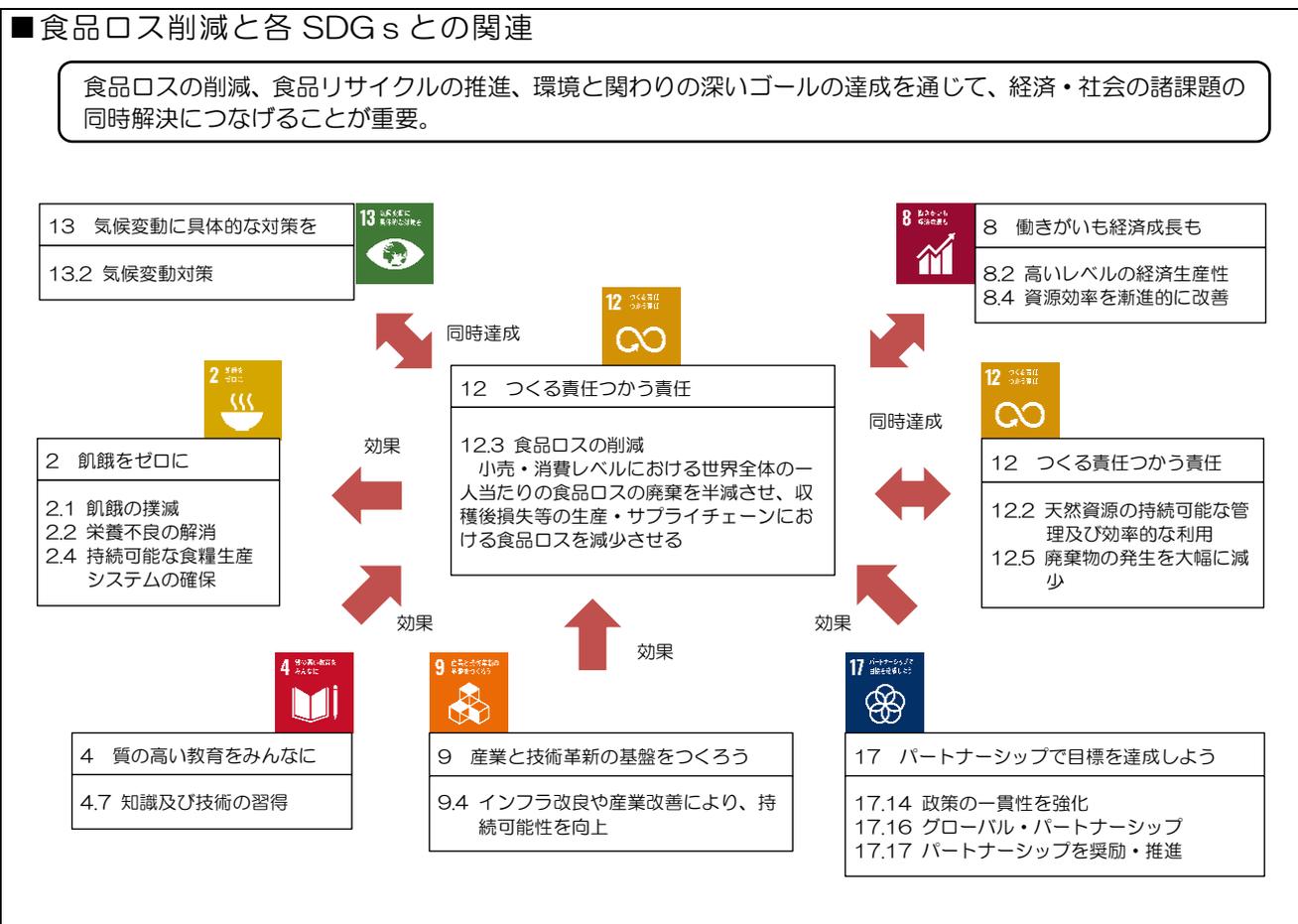
るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められるとしています。

また、この基本的な方針では、食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要であると指摘しています。

消費者や食品関連事業者等が「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要であるとも指摘しています。

さらに、基本的な方針では、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であるとして、都道府県及び市町村が、積極的に「食品ロス削減推進計画」を策定することが望ましいとしています。本市では、国や県の動向が明らかになってきた段階で取り組んでいくことにします。

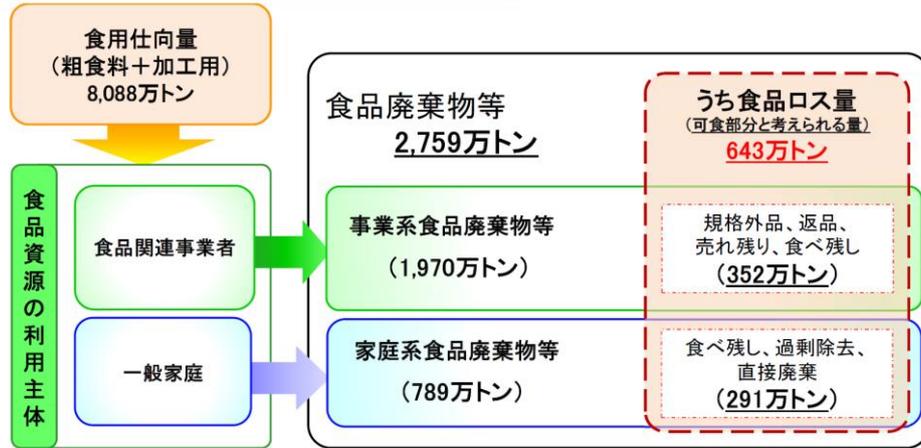
食品ロスの削減の目標は、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30（2018）年 6 月閣議決定）、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元（2019）年 7 月公表）において、共に平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。



■平成28年度の食品ロス量は全国で643万トン

●食品ロスの発生要因

食品廃棄物等の発生状況 <概念図>



資料：農林水産省及び環境省「平成28年度推計」

〔参考〕産業廃棄物の総排出量は3億8,703万トン(平成28年度)、一般廃棄物の総排出量は4,289万トン(平成29年度)
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

6

■食品ロスの経年変化は横ばい

<食品ロス(推計)の経年変化>

	平成24年度推計	平成25年度推計	平成26年度推計	平成27年度推計	平成28年度推計
食品ロス(年間)	642万トン	632万トン	621万トン	646万トン	643万トン
国民1人当たりに換算	50kg	50kg	49kg	51kg	51kg

5

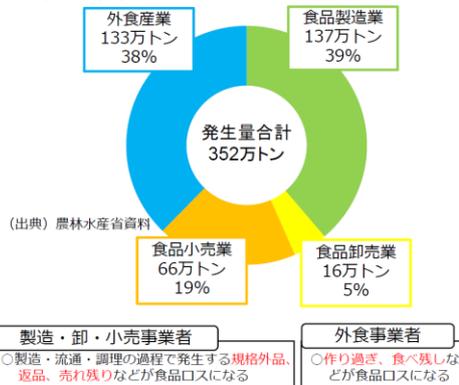
■家庭系食品ロスの約70%は直接廃棄と食べ残し

発生要因の内訳

- 我が国の食品ロスは643万トン ※農林水産省・環境省「平成28年度推計」
- 食品ロスのうち事業系は352万トン、家庭系は291万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス(可食部)の業種別内訳

(平成28年度)



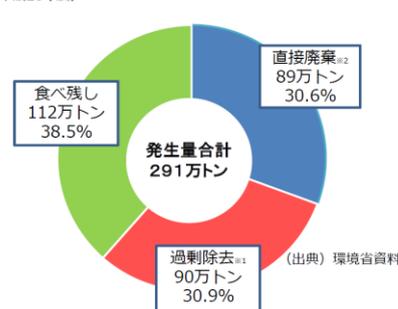
(出典) 農林水産省資料

製造・卸・小売事業者
○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者
○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳

(平成28年度)



(出典) 環境省資料

※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

7

※食品ロス削減関係参考資料、消費者庁消費者教育推進課、令和2(2020)年3月31日版より転載

(3) 災害廃棄物処理のための法改正

平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するため、廃棄物処理についての制度と災害対策についての制度の両方を改正する法律が平成27(2015)年に公布、施行されました。その概要は下記のとおりです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年法律第58号)の概要

趣旨

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行う。

法整備の必要性

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針が、以下のとおり明らかとなった。

〔課題1〕円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え(方針・体制)が不十分

〔対策方針〕

- 国の司令塔機能を強化。
- 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。

<主体性>

各機関の主体的な取組を促進

<広域性>

<連携性>

円滑かつ迅速な処理を実現

〔課題2〕適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

〔対策方針〕

- 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保するとの基本的方針を明確化。
- 廃棄物処理法(通常時の対応)及び災害対策基本法(大規模災害時の対応)を有機的に連動させ、切れ目のない災害対応を実施するための仕組みを整備。

これらの対策方針を発災前・発災後で維持・活用するための制度整備が必要

法律の内容 (施行日:公布の日(H27年7月17日)から起算して20日を経過した日)

災害により生じた廃棄物処理について、

- 適正な処理と再生利用を確保するとともに、
- 円滑かつ迅速に処理すること、また、
- これらについて、発災前から周到に備えること

との基本的考え方に基づき、平時の備えから通常時の対応には廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応にはさらに災害対策基本法の枠組みを活用し、以下の措置等を規定。

- (1) 国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、**相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務**を有すること。〔廃棄物処理法〕
さらに国及び都道府県は、**平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施**すること。〔廃棄物処理法〕
- (2) 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には**廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用**のための手続きの簡素化を行うこと。〔廃棄物処理法〕
- (3) 特定の大規模災害の発生後、**環境大臣**は、廃棄物処理法の基本方針にのっとり、**災害廃棄物処理に関する指針を策定**すること。〔災害対策基本法〕
- (4) 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置(既存の措置)が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、**環境大臣は災害廃棄物の処理を代行**することができること。〔災害対策基本法〕

【要件】 ● 処理の実施体制、 ● 専門知識・技術の必要性、 ● 広域処理の重要性

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の経緯

本市における主なごみ処理の経緯を下表にまとめています。

ごみ処理の経緯

年 月	内 容
昭和 31 年 4 月	一部地域を対象にごみ収集を開始
昭和 35 年 4 月	扇町屋地区に固定炉焼却炉（焼却能力 4t/日）が稼働 その後、昭和 37 年、昭和 41 年に増設、焼却能力 11t/日となる
昭和 45 年 12 月	宮寺地区に機械式焼却炉（焼却能力 90t/日）が稼働
昭和 46 年 1 月	豊岡・藤沢・西武地区のごみ収集が週 2 回となる
昭和 53 年 4 月	分別収集区分を可燃、不燃、粗大、資源（ビン）の 4 分別とする
昭和 56 年 4 月	有害ごみの収集を開始
昭和 60 年 4 月	清掃事業所（宮寺）流動床式焼却炉（焼却能力 120t/日）が稼働
昭和 62 年 7 月	粗大ごみの有料収集を開始
昭和 63 年 3 月	宮寺地区の機械式焼却炉を廃止
昭和 63 年 6 月	プラスチック・ビニール類の分別収集を開始
昭和 63 年 10 月	清掃事業所（宮寺）の焼却炉を改造、焼却能力 138t/日となる
平成元年 3 月	金子地区でプラスチック減容施設が運転開始 850kg/h
平成元年 6 月	市内全域で可燃ごみ収集が週 3 回となる
平成 3 年 6 月	資源ごみ（缶、古布、紙類）の分別収集を開始
平成 4 年 9 月	入間市一般廃棄物最終処分場の埋め立て開始
平成 8 年 4 月	総合クリーンセンター完成（焼却能力 150t/日、粗大ごみ処理能力 40t/日）
平成 9 年 10 月	透明・半透明収集袋を導入
平成 11 年 4 月	リサイクルプラザオープン 宮寺清掃センター焼却炉を休止
平成 13 年 1 月	ペットボトル分別収集を開始
平成 15 年 12 月	金子地区のプラスチック減容施設が運転停止
平成 16 年 1 月	プラスチック・ビニール類の資源化を開始
平成 19 年 4 月	雑がみ分別収集、資源化を開始
平成 21 年 9 月	事業系ごみ搬入規制の開始（分別の強化・徹底）
平成 22 年 4 月	事業系紙類（新聞、ダンボール等）の搬入規制開始
平成 23 年 4 月	事業系プラスチック・ビニール類、発泡スチロール類の搬入規制開始
平成 26 年 4 月	小型家電リサイクルの開始 事業系ごみ処理手数料改定
平成 27 年 6 月	入間市ごみ分別アプリ配信開始

第2節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理主体

本市における収集・運搬については、すべて民間委託により行っています。

中間処理については、可燃・不燃・粗大ごみは市が直営で運営する総合クリーンセンターで運転委託を行っています。資源ごみについては、缶、ピンは市が運営し、運転委託を行っています。ペットボトル、古布・紙類、プラスチック・ビニール類、有害ごみは民間業者に処理委託しています。

最終処分については、可燃・不燃・粗大ごみは焼却、破碎、選別を行った後の物性により、その処分方法が分かれます。また、資源ごみについては、民間委託により資源化を行うほか、民間の資源再生業者への売却を行っています。

埋立処分は、本市の一般廃棄物最終処分場と埼玉県環境整備センターに分かれます。

ごみ処理主体

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ		委託	焼却 直営（運転委託）	焼却灰 委託（人工砂原料化）
				焼却灰 直営（埋立）
				焼却残渣 委託（埋立）
不燃ごみ		委託	破碎選別 直営（運転委託）	破碎後資源化 委託（資源化）
				破碎不適物 委託（資源化）
				破碎不燃物 直営（埋立）
				処理困難物 委託（資源化）
粗大ごみ		委託	選別破碎 直営（運転委託）	破碎後資源化 委託（資源化）
				破碎不燃物 直営（埋立）
				処理困難物 委託（資源化）
資源ごみ	缶	委託	選別圧縮 直営（運転委託）	売却（資源化）
	ピン	委託	選別 直営（運転委託）	委託及び売却（資源化）
	ペットボトル	委託	選別圧縮 委託	売却（資源化）
	古布・紙類	委託	選別 委託	売却（資源化）
	プラスチック・ ビニール類	委託	選別圧縮 委託	委託（資源化）
	有害ごみ	委託	選別 委託	委託（資源化）

※運転委託とは、ごみ処理施設において、ごみの受け入れ、機械作業及び日常点検を行う業務委託のこと。

2. 本市のごみ関連組織

本市のごみ関連組織は以下のとおりです。環境経済部の下、環境課等と共に総合クリーンセンターがあり、ごみ処理及び処分、リサイクルプラザに関することを担っています。

(1) 市の部課組織

環境経済部

- ├ 環境課 ⇒ 環境基本計画の策定など
- └ 総合クリーンセンター ⇒ 一般廃棄物処理基本計画の策定など

(※詳細は資料編を参照)

(2) 審議会その他の組織

①総合クリーンセンター関連

○入間市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する基本的事項について調査・審議する。

○入間市ごみ減量化等推進協力会

快適で住みよい環境づくりを推進するため、ごみの減量化、再利用及び再資源化、その他のごみの適正な処理に関する市の施策に協力し、また意見を述べる。

○リサイクル研究室

リサイクルプラザの事業協カスタッフとして、ごみ問題の研究、各種教室の企画、立案、運営及びリサイクル品の製作を行う。

②環境課関連

○入間市環境審議会

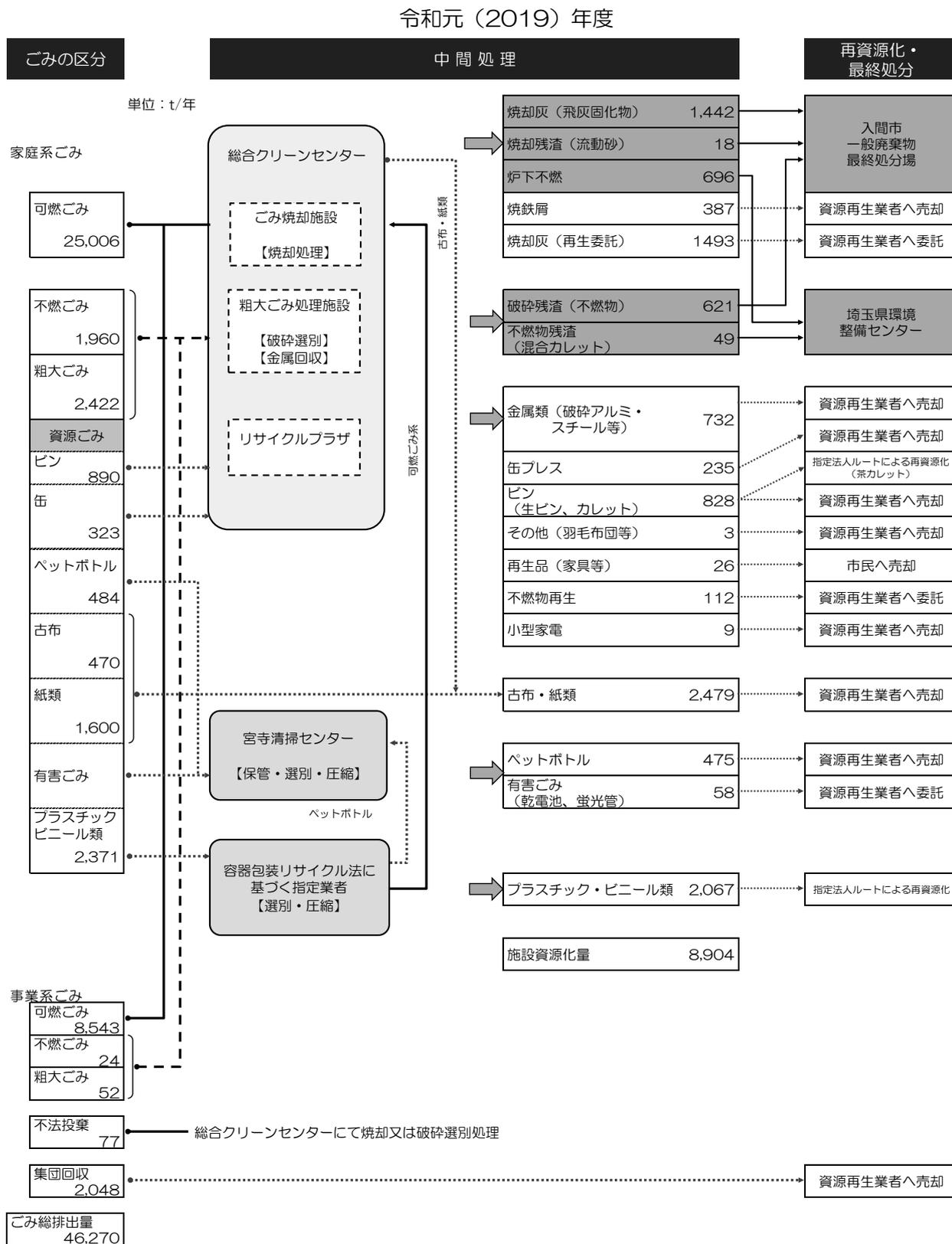
環境の保全に関する基本的事項について調査・審議する。

○入間市環境まちづくり会議

ごみなどの環境に関する勉強会や見学会、講演会等へ参加し、ごみに関する会合を定期的に行い、ごみ減量や環境についての活動をしている。

3. ごみ処理フロー（単位：t/年）

令和元（2019）年度における本市のごみ処理のフロー（ごみ収集量、中間処理量、再資源化・最終処分量の流れ）は、下図のとおりです。



第3節 ごみ処理の実績

1. ごみ総排出量の実績

ごみ総排出量は、平成23(2011)年度から令和元(2019)年度までの9年間に5,014t減少(▲9.8%)しています。

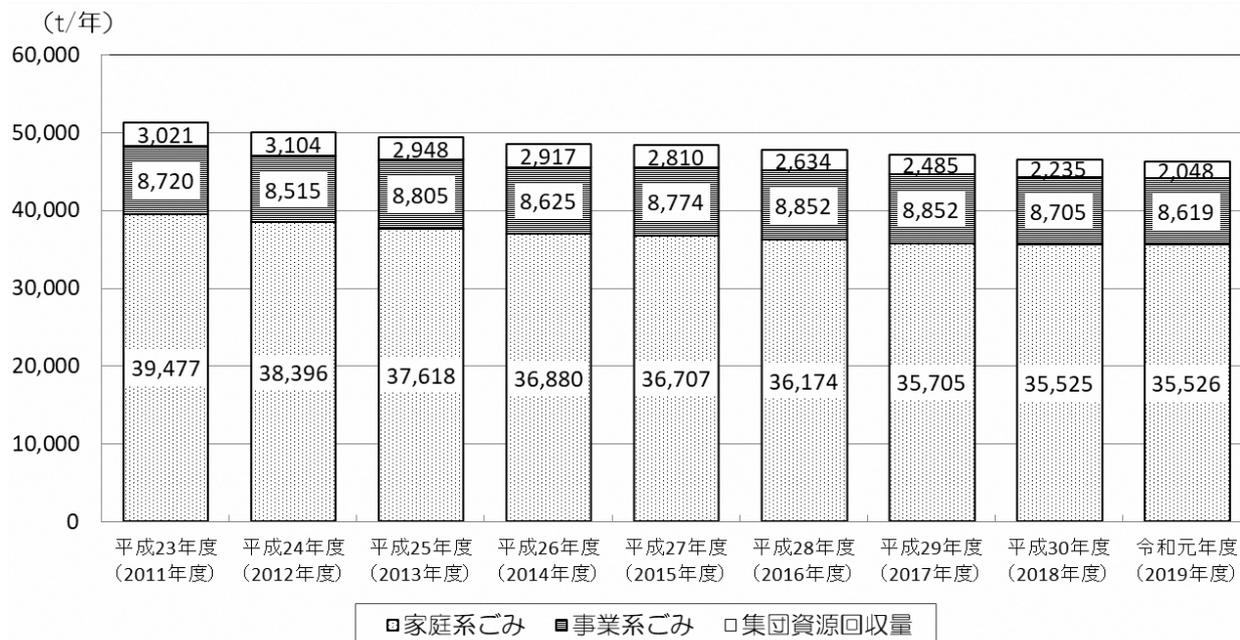
ごみ総排出量のうち家庭系ごみは、39,477tから35,526tへ3,951t減少(▲10.0%)、1人1日あたりの排出量でも60g減少(▲8.4%)しています。また、人口も2,592人減少(▲1.7%)しています。対して事業系ごみは、増減を繰り返し、101t減少(▲1.2%)しています。集団資源回収量は、3,021tから2,048tへ973t減少(▲32.2%)しています。

ごみ総排出量の実績

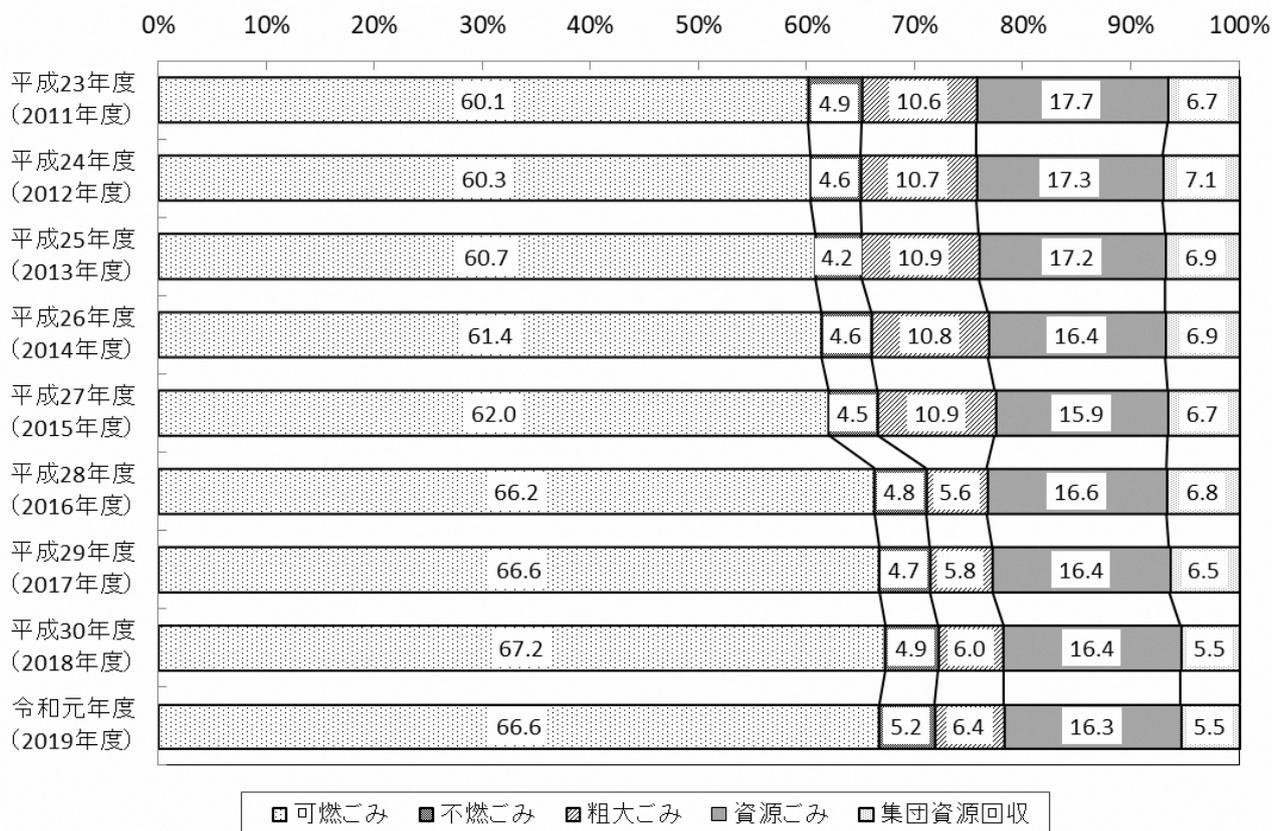
区分	単位	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人口	人	150,578	150,161	150,238	150,060	149,556	149,140	148,708	148,452	147,986
ごみ総排出量 ※1	t/年	51,284	50,070	49,406	48,507	48,368	47,748	47,120	46,540	46,270
家庭系ごみ	t/年	39,477	38,396	37,618	36,880	36,707	36,174	35,705	35,525	35,526
事業系ごみ	t/年	8,720	8,515	8,805	8,625	8,774	8,852	8,852	8,705	8,619
不法投棄	t/年	66	55	35	85	77	88	78	75	77
集団資源回収量	t/年	3,021	3,104	2,948	2,917	2,810	2,634	2,485	2,235	2,048
ごみ総排出量	g/人/日	933	914	901	886	886	877	868	859	857
家庭系ごみ	g/人/日	718	701	686	673	672	665	658	656	658
集団資源回収量	g/人/日	55	57	54	53	51	48	45	41	37

※1 ごみ総排出量：家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみ・集団資源回収量の合計です。

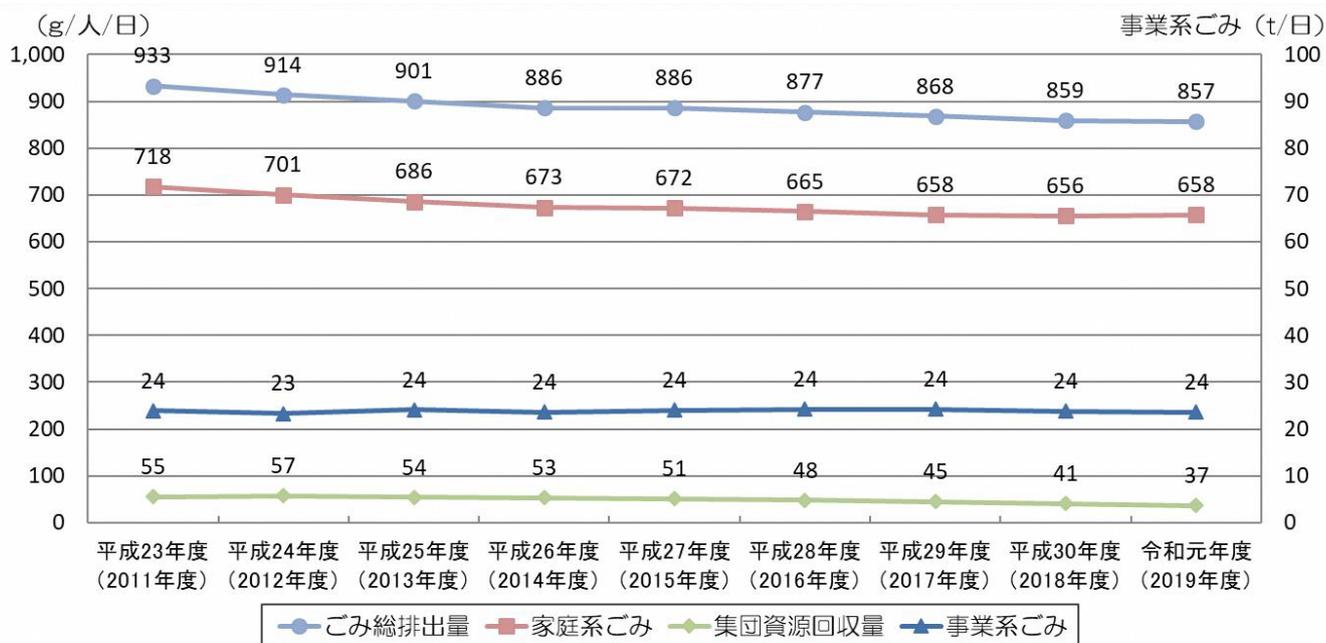
ごみ総排出量の推移



家庭系ごみ（集団資源回収含む）の排出割合



1人1日あたりのごみ排出量の推移



※事業系ごみは、1日あたりの排出量です。

2. 処理・処分の実績

資源化量は、平成 23(2011)年度から令和元(2019)年度までの9年間に 2,709t 減少(▲19.8%)しています。

資源化量のうち集団資源回収量は、3,021t から 2,048t へ 973t 減少 (▲32.2%)、施設資源化量は、10,640t から 8,904t へ 1,736t 減少 (▲16.3%) しています。施設資源化量が減少した理由は、民間事業者のリサイクルが進んでいるため、古布・紙類の回収量が年々減少していることが大きな要因と考えられます。民間事業者による資源物回収は、具体的には、下記のようなことを行っています。

- スーパーやコンビニ等による店頭回収
- 新聞販売店による新聞回収
- 古紙回収業者による古紙回収
- ベンダー回収による空き缶等の回収

上記のような民間事業者による資源物回収の実態も踏まえて、市域全体での資源化率の状況を推定し、今後の資源化率の目標設定の考え方を整理していくことも必要と考えています。

最終処分量は、増減を繰り返していますが、これは焼却灰の人工砂等への資源化量の増減によるものです。

処理・処分の実績

区分	単位	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
ごみ排出量 ※1	t/年	48,263	46,966	46,458	45,590	45,558	45,114	44,634	44,305	44,222
ごみ総排出量 ※2	t/年	51,284	50,070	49,406	48,507	48,368	47,748	47,120	46,540	46,270
資源化量	t/年	13,661	13,224	12,521	12,429	12,103	11,557	10,989	11,284	10,952
集団資源回収量	t/年	3,021	3,104	2,948	2,917	2,810	2,634	2,485	2,235	2,048
施設資源化量	t/年	10,640	10,120	9,573	9,512	9,293	8,923	8,504	9,049	8,904
資源化率 ※3	%	26.6	26.4	25.3	25.6	25.0	24.2	23.3	24.3	23.7
最終処分量	t/年	3,774	3,851	4,153	3,703	3,371	3,375	3,117	2,597	2,826
最終処分率 ※4	%	7.8	8.2	8.9	8.1	7.4	7.5	7.0	5.9	6.4

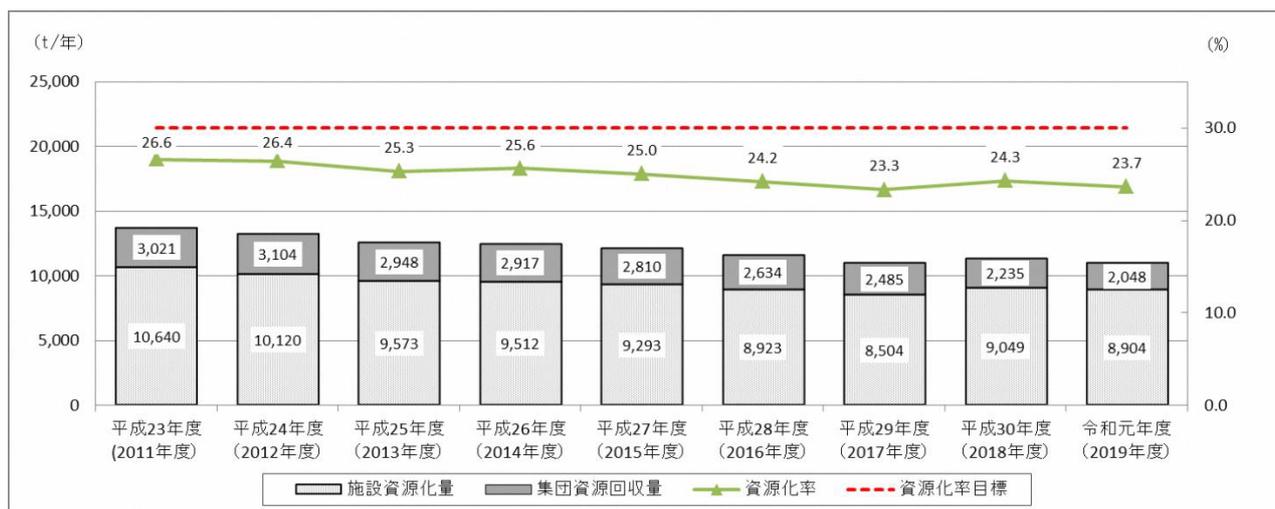
※1 ごみ排出量：家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみの合計です。

※2 ごみ総排出量：家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみ・集団資源回収量の合計です。

※3 資源化率：資源化量をごみ総排出量で割った数値です。

※4 最終処分率：最終処分量をごみ排出量で割った数値です。

資源化量（率）の推移



※現計画での資源化率の目標（30%）を図中に示しています。

最終処分量（率）の推移



※現計画での最終処分量の目標（2,800t/年）を図中に示しています。

3. ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業

本市では、1人1日あたりのごみの排出量を削減するため「ごみ減量・資源化に関する行動計画」を策定し、減量指標として「めざそう!!ひとり1日100gのごみ減量」を進めています。その達成に向けて市民、事業者、行政が一体となって、ごみ減量・資源化を推進するため、リサイクルプラザを中心に次のような活動を行っています。

- ① 不用となった家具や衣類等を再生して販売する。
- ② 資源物を回収する団体に対し補助金を交付する。
- ③ 生ごみの減量と堆肥化を推進するため、生ごみの処理機購入者に補助金を交付する。
- ④ 「リサイクルの日」等各種事業を実施する。

再生品の販売件数は、年によって変化はありますが、概ね横ばいとなっています。集団資源回収量は年々減少している傾向にあります。生ごみ処理機の購入費補助金交付件数は、近年減少しています。

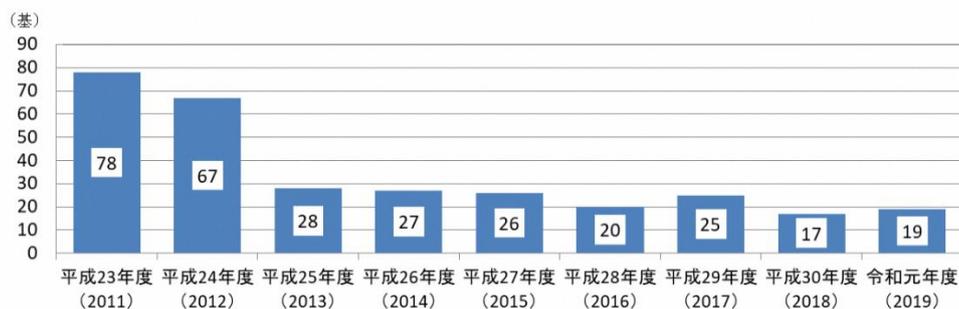
再生品等販売件数の推移



集団資源回収量の推移



生ごみ処理機器（コンポスト+電気式）の購入費補助金交付件数



ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業

区分		単位	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	
再生品販売	件数	件	6,643	5,794	6,338	6,253	6,252	6,679	6,117	6,611	5,703	
	金額	千円	4,043	3,746	3,774	3,702	3,597	3,784	3,386	3,684	2,951	
物品譲渡 (再生品等提供)	件数	件	44	28	39	39	32	24	26	17	20	
	重量	kg	847	697	700	527	531	1,000	569	417	388	
資源再生利用	集団資源回収量	t	3,021	3,104	2,948	2,917	2,810	2,634	2,485	2,235	2,048	
	奨励補助金	千円	12,094	12,428	11,801	11,677	11,248	10,544	9,948	8,944	8,192	
生ごみ 処理 機器	コンポスト	交付件数	基	72	49	18	21	20	16	17	6	9
		補助金額	千円	211	159	56	61	73	57	62	24	36
	電気式	交付件数	基	6	18	10	6	6	4	8	11	10
		補助金額	千円	111	313	166	110	111	65	148	213	147
リサイクルプラザ視察 及び研修来館者		人	1,545	1,768	1,760	1,614	1,693	1,691	1,623	1,642	1,521	
体験教室	開催数	教室	14	17	23	22	23	14	8	18	27	
	参加人数	人	109	172	217	239	216	152	137	163	282	
売ります 買います	新規登録 件数	件	5	2	1	—	—	—	—	—	—	
	売買成立 件数	件	1	0	1	—	—	—	—	—	—	
おもちゃ病院	利用件数	件	151	308	222	256	267	296	350	335	487	
よろず修理	利用件数	件	40	31	35	57	61	88	106	103	102	
マイバッグ製作	開催回数	回	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	参加人数	人	56	106	41	104	67	77	86	72	82	
布ぞうり作り	開催回数	回	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	参加人数	人	62	65	92	80	81	67	69	71	79	
廃油の利用 (学校給食 センター などから)	廃油使用量	ℓ	282	360	212	320	254	270	198	161	234	
	粉せっけん	kg	35	35	35	35	35	35	35	35	35	
	固形せっけん	個	2,350	3,000	1,600	2,500	1,950	2,050	1,500	1,200	1,800	

第4節 収集・運搬の現状

本市の分別収集の現状及び排出禁止物（市が収集できないごみ）を以下に示します。

分別収集の現状

区分	具体例	収集頻度	収集場所	収集容器
可燃ごみ	生ごみ・木の枝、葉・貝殻・紙おむつ・靴・かばん・ビデオテープ・ボールなど	週3回	集積所	無色透明又は白色半透明の袋
不燃ごみ	金属類(なべ、フライパン、アルミホイル等)・せともの・ガラス製品・小型家電製品・硬いプラスチック製品など	週1回	集積所	無色透明の袋
資源ごみ	プラスチック ビニール類	週1回	集積所	無色透明の袋
	古布	月2回	集積所	無色透明の袋
	紙類	月2回	集積所	種類ごとにひもでしばるなど
	ビン	月2回	集積所	無色透明の袋
	缶	月2回	集積所	無色透明の袋
	ペットボトル	月2回	集積所	無色透明の袋
	有害ごみ	月2回	集積所	無色透明の袋
粗大ごみ	タンス・自転車・カーペット・布団など	随時 (申込制)	戸別収集	—

排出禁止物（市では収集できないごみ）

有毒性物質を含むもの	農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性もしくは強アルカリ性の物質
危険性のあるもの	揮発油（ガソリン、ベンジン、シンナー等）、廃油類、灯油、ガスボンベ、火薬類、消火器、バッテリー
著しく悪臭を発するもの	汚物、汚泥
容積、重量及び長さが著しく大きいもの	ピアノ、自動車部品（タイヤ、バンパー、マフラー等）、耐火金庫、浴槽、浄化槽等
家電リサイクル法・資源有効利用促進法の対象になっているもの	エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン
その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められるもの	ペンキ等の塗料、家庭菜園等で使用した土・石・砂、たたみ等
産業廃棄物	

第5節 中間処理の現状

本市の中間処理施設としては、総合クリーンセンター（焼却施設、破碎処理施設）、リサイクルプラザ（各種研究・体験学習施設）、資源化施設（資源物の選別・保管施設）があります。

1. 中間処理等の施設

本市の中間処理施設の概要を以下に示します。

総合クリーンセンター（焼却処理施設、破碎処理施設）の概要

施設名称	入間市総合クリーンセンター	
所在地	入間市大字新久 127 番地 1	
稼働年月	平成 8（1996）年 4 月	
焼却処理施設	処理対象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
	焼却方式	流動床式准連続焼却炉
	処理能力	150t/16h（50t/16h×3）
	余熱利用 ※	温水利用
破碎処理施設	処理対象	不燃性粗大ごみ、不燃ごみ、空缶、空ビン
	処理方式	破碎・選別・圧縮・保管
	破碎処理能力	40t/5h
	缶選別処理能力	5t/5h
	ビン選別処理能力	12t/5h

※詳細は「2 余熱利用」の項を参照

リサイクルプラザの概要

施設名称	入間市リサイクルプラザ
所在地	入間市大字新久 127 番地 1
稼働年月	平成 11 (1999) 年 4 月
施設概要	リサイクル展示ホール、再生工房室、リサイクル研究室、交換バザー PR コーナー、図書情報室、体験学習室、研修室、温室

宮寺清掃センター（資源化施設）の概要

施設名称	宮寺清掃センター
所在地	入間市宮寺 2656 番地
稼働年月	昭和 60 (1985) 年 4 月
休止年月及び施設の有効利用	平成 11 (1999) 年 4 月に焼却施設及び破砕施設の運転を休止 休止後は、次に示す資源物の選別・保管等を行い、廃棄物中間処理のプロセスで大切な役割を担っています。
処理対象	古布、ペットボトル、不燃物、焼却残渣、廃乾電池・廃蛍光管、カレット

総合クリーンセンター



リサイクルプラザ



2. 余熱利用

総合クリーンセンターでゴミを焼却する際に発生する熱エネルギーのうち余熱として利用可能な熱量は、753万kJ/hに達します。発生した余熱は無駄にすることなく、隣接するペアーレ埼玉等で余熱利用を図っています。

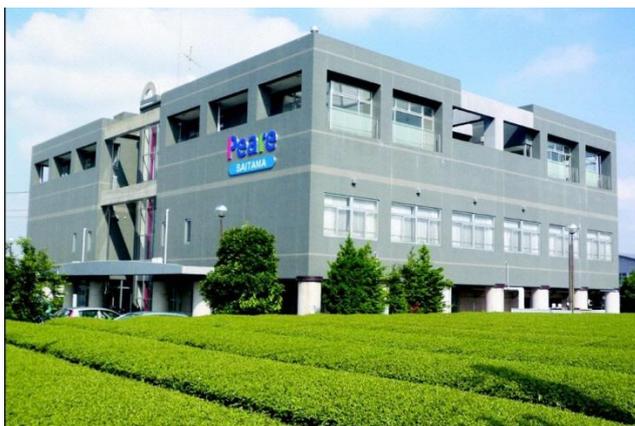
余熱利用の概要

利用先	内容	利用熱量
ペアーレ埼玉	温水プール、風呂	418万kJ/h
リサイクルプラザ	給湯、温室	272万kJ/h
総合クリーンセンター	給湯等	63万kJ/h
計		753万kJ/h (=180万kcal)

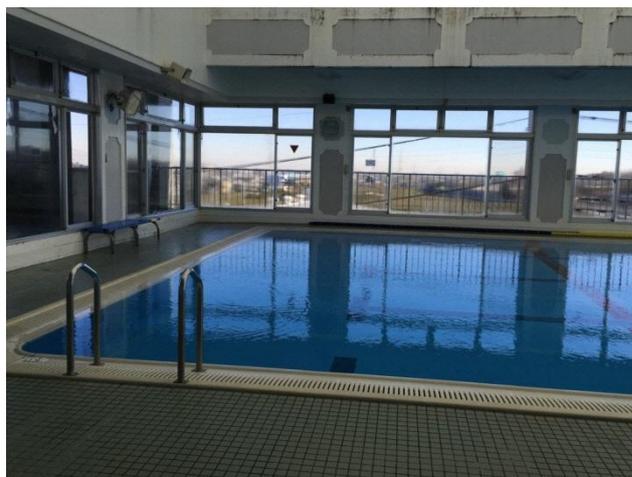
※kJ/h（キロジュールパーアワー）…1時間あたりの発熱量

※1kcal=4.186kJとして換算

ペアーレ埼玉



温水プール



3. ダイオキシン類の測定結果

焼却施設では、ダイオキシン類の濃度測定を行っています。

すべての調査において排出、処理基準を満たしています。

なお、灰中のダイオキシン類の濃度測定については、平成 27（2015）年度から、最終処分場への埋め立て時の状態である灰（固化灰）中の濃度を測定しています。

焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果

測定時期	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
	排ガス中濃度			灰（固化灰）中濃度		
	単位：ng-TEQ/m ³ N			単位：ng-TEQ/g		
平成 27 年 7 月	0.62	0.40	0.78	1.60（1～3号炉の混合灰）		
平成 28 年 7 月	0.77	0.58	0.32	2.10		
平成 29 年 7 月	0.70	0.95	0.98	1.80		
平成 30 年 7 月	2.00	1.30	1.80	1.90		
令和元年 7 月	0.56	0.44	0.78	1.50		
基準値	5.00（排出基準）*1			3.00（処理基準）*2【参考値】		

*1 上記排出基準は平成 14（2002）年 12 月 1 日から適用

*2 上記処理基準「3.00」は、排出されるばいじん（飛灰）を埋め立てる場合に使用する基準値（「ばいじん及び焼却灰等の処分を行う際の基準値」）ですが、ダイオキシン類対策特別措置法施行の際（平成 12（2000）年 1 月 15 日）に、既に設置されていた特定施設である廃棄物焼却炉から排出される灰を薬剤処理により処分する限りこの基準は適用されません。

※ng（ナノグラム）…重さを表す単位。1ng は 10 億分の 1 グラム。

※m³N（ノルマル立方メートル）…気圧を標準状態（0℃、1 気圧）に換算した時の体積を表す単位。

※TEQ…ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表示する際に用いられる単位。

第6節 最終処分の現状

最終処分場の概要

施設名称	入間市一般廃棄物最終処分場
所在地	入間市大字木蓮寺 94 番地 1
埋立開始	平成 4 (1992) 年 9 月
埋立予定期間	平成 4 (1992) 年度～令和 10 (2028) 年度 (予定)
計画埋立容量	121,673 m ³
残余容量	33,973 m ³ (令和 2 (2020) 年 3 月現在)

最終処分場



第7節 ごみ処理経費

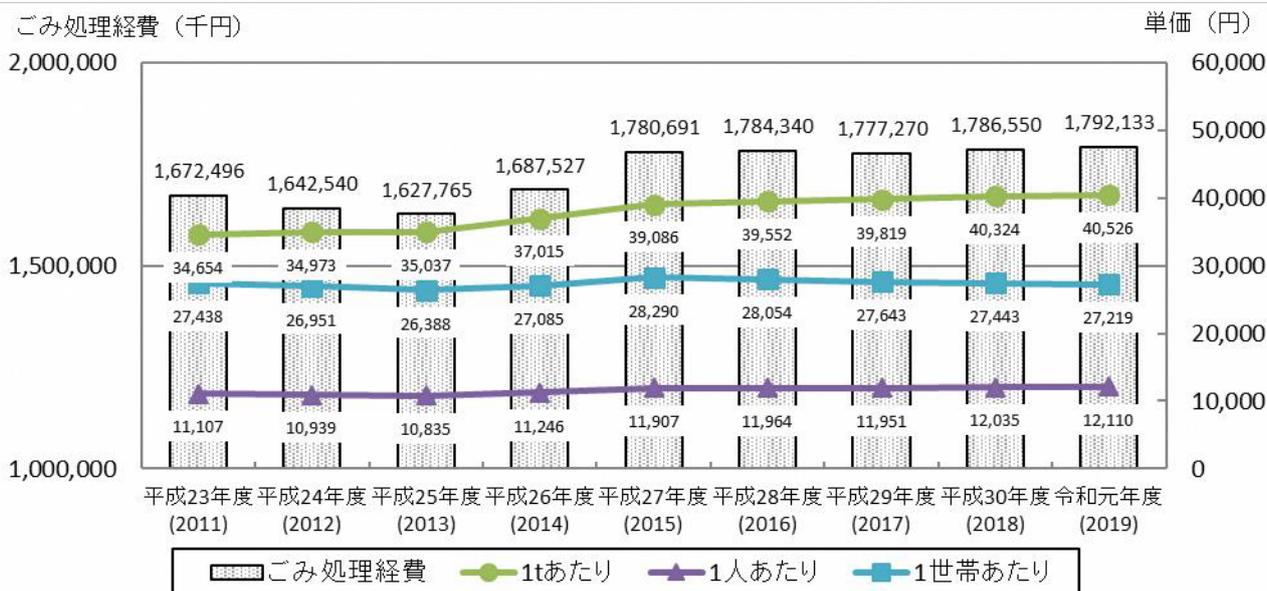
ごみ処理経費は、令和元（2019）年度は約 17.9 億円で、平成 23（2011）年度から約 1.2 億円増加しています。これは、平成 27（2015）年度から施設の長寿命化に向けた改修工事を実施しているため、その工事費の増加が主な理由です。令和元（2019）年度は 1t あたりに換算すると、40,526 円、1 人あたりでは 12,110 円、1 世帯あたりでは 27,219 円となっています。

ごみ処理経費

区分	ごみ排出量 (t)	ごみ処理経費 (千円)	1tあたり (円)	1人あたり (円)	1世帯あたり (円)
平成23年度 (2011)	48,263	1,672,496 (248,159)	34,654	11,107	27,438
平成24年度 (2012)	46,966	1,642,540 (215,267)	34,973	10,939	26,951
平成25年度 (2013)	46,458	1,627,765 (203,675)	35,037	10,835	26,388
平成26年度 (2014)	45,590	1,687,527 (198,181)	37,015	11,246	27,085
平成27年度 (2015)	45,558	1,780,691 (302,528)	39,086	11,907	28,290
平成28年度 (2016)	45,114	1,784,340 (302,528)	39,552	11,964	28,054
平成29年度 (2017)	44,634	1,777,270 (302,528)	39,819	11,951	27,643
平成30年度 (2018)	44,305	1,786,550 (302,528)	40,324	12,035	27,443
令和元年度 (2019)	44,222	1,792,133 (302,528)	40,526	12,110	27,219

※ごみ処理経費の下段、（ ）については、ごみ処理経費のうち定期修繕費の額

ごみ処理経費の推移



第3章 ごみ処理の課題と将来予測

第1節 ごみ処理の評価

1. 前計画の目標値の達成状況

前計画では、ごみ排出量、資源化率、最終処分量の数値目標（令和2（2020）年度）を設定しています。

前計画の目標値

区分		令和2年度 (2020) (計画目標)
ごみ排出量	家庭系ごみ	638g/人/日 (平成25(2013)年度比7%減) 686g/人/日×93%
	事業系ごみ	7,925t/年 (平成25(2013)年度比10%減) 8,805t/年×90%
資源化率		30%以上
最終処分量*1		2,800t/年以下 (平成27(2015)年度実績比 15%以上削減)

*1 最終処分量：資源化できず焼却処理した後に残る可燃物の灰分、可燃物・不燃物の燃え残りの量であり、市及び県の最終処分場への埋立処分量です。

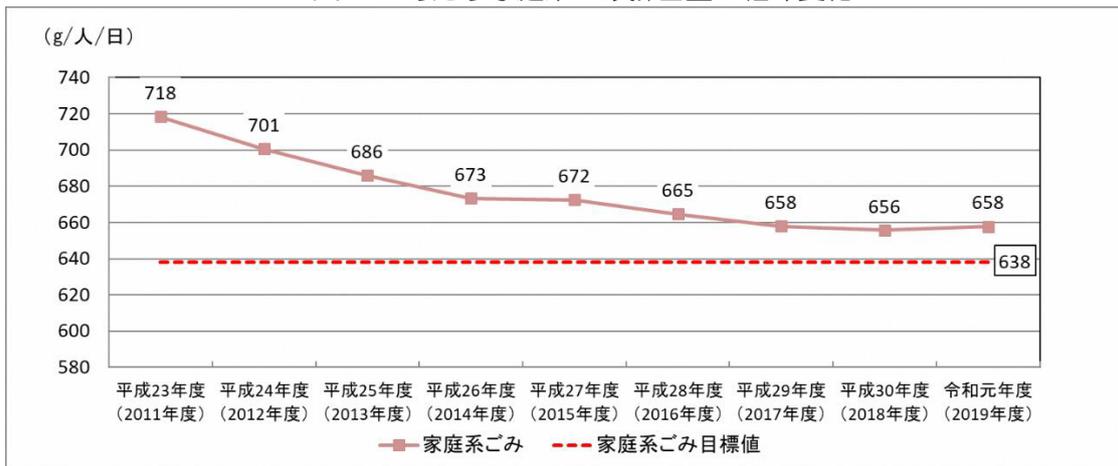
○ごみ排出量の数値目標の達成状況

家庭系ごみ排出量については、経年的に減少してきており、近年は横ばい状態となっています。事業系ごみ排出量については、平成23(2011)年度からほとんど減量していません。更なる排出抑制の指導が必要です。

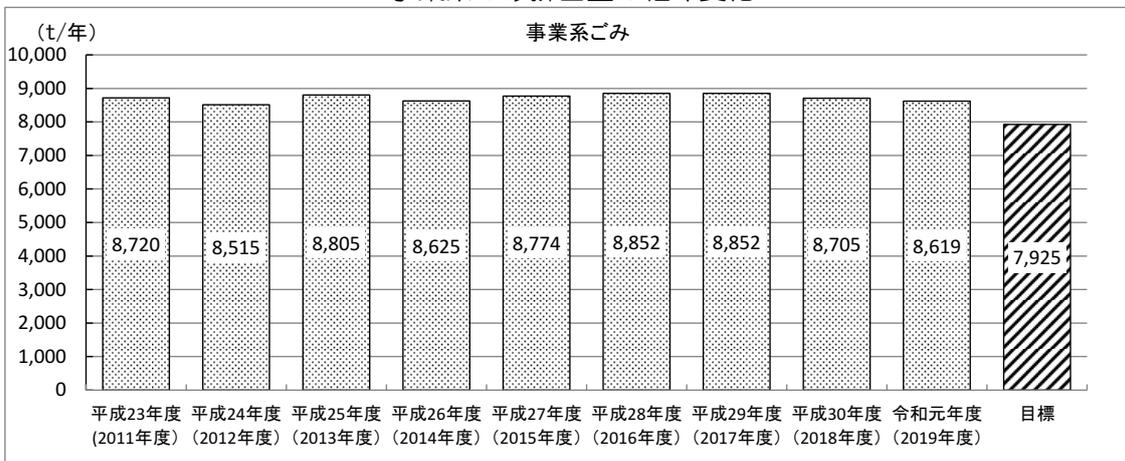
ごみ排出量の目標と実績の比較

項目	前計画の目標 令和2年度 (2020)	実績 令和元年度 (2019)	備考
家庭系	638g/人/日	658g/人/日	+20g/人/日 +3.1%
事業系	7,925t/年	8,619t/年	+694t/年 +8.8%

1人1日あたり家庭系ごみ排出量の経年変化



事業系ごみ排出量の経年変化



○資源化率の目標達成状況

資源化率は、平成23(2011)年度は26.6%でしたが、経年的に低下傾向となっており、令和元(2019)年度は23.7%となっています。集団資源回収量、施設資源化量の両者とも経年的に減少傾向であり、集団資源回収や行政による資源物の回収量が少なくなっている傾向にあります。

資源化率の目標と実績の比較

項目	前計画の目標 令和2年度 (2020)	実績 令和元年度 (2019)	備考
資源化率	30%以上	23.7%	資源化量÷ごみ総排出量

※19ページ 資源化量(率)の推移参照

○最終処分量の目標達成状況

令和元（2019）年度最終処分量は 2,826t/年であり、最終処分量の目標 2,800t/年をほぼ達成しました。

最終処分量の目標と実績の比較

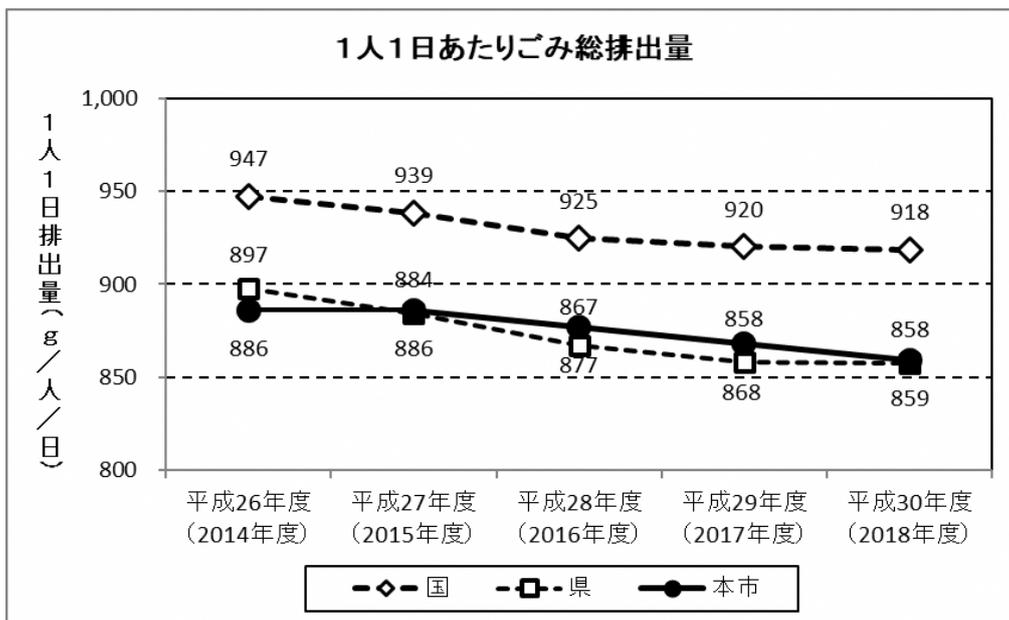
項目	前計画の目標 令和2年度 (2020)	実績 令和元年度 (2019)	備考
最終処分量	2,800t/年以下	2,826t/年	

※19 ページ 最終処分量（率）の推移参照

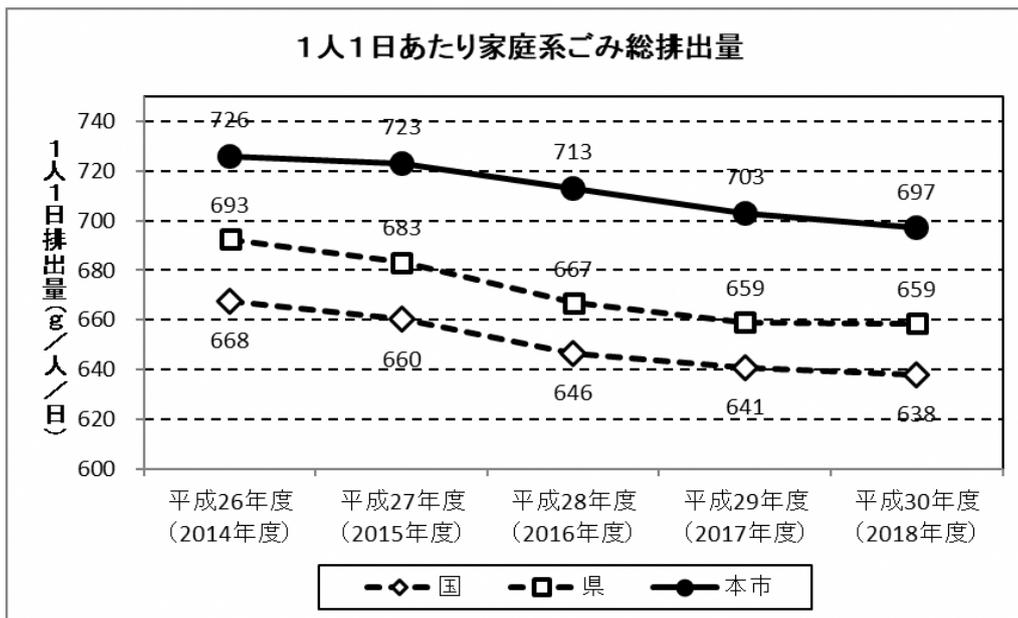
2. 国、県との比較

本市の1人1日あたりごみ総排出量、1人1日あたり家庭系ごみ排出量、リサイクル率、最終処分率を国及び県の数値と比較してみました。比較にあたっては、環境省が公表している一般廃棄物処理実態調査結果を利用しています。

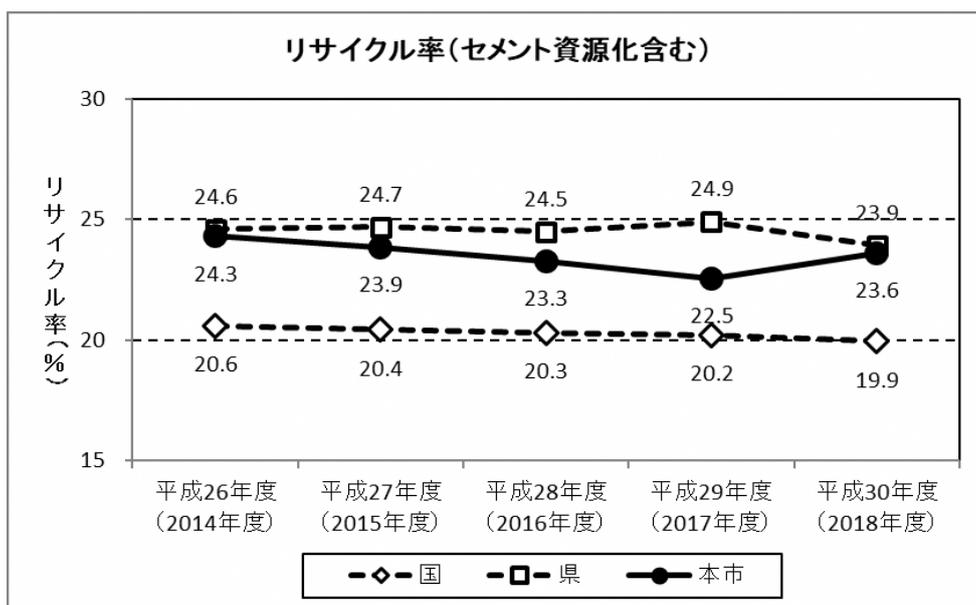
1人1日あたりごみ総排出量は国の水準よりも低く、県の平均とほぼ同じ傾向で推移しています。1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、国、県のレベルより高めの数値で推移しています。リサイクル率は、国の平均よりは高い値となっていますが、県の平均と比較すると若干低い水準となっています。最終処分率に関しては、国の平均よりは低い値となっていますが、県の平均と比較すると若干高い水準となっています。



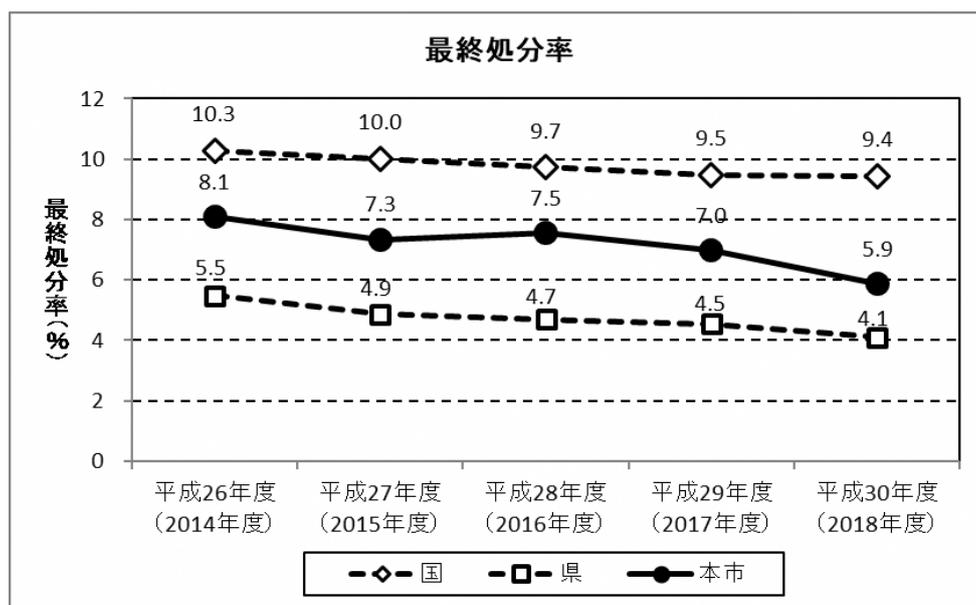
※ごみ総排出量＝生活系ごみ搬入量＋事業系ごみ搬入量



※家庭系ごみ＝生活系ごみ搬入量＋集団回収量



※リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100



※最終処分率 = 最終処分量 / (ごみ総排出量 - 集団回収量) × 100

3. 類似自治体との比較

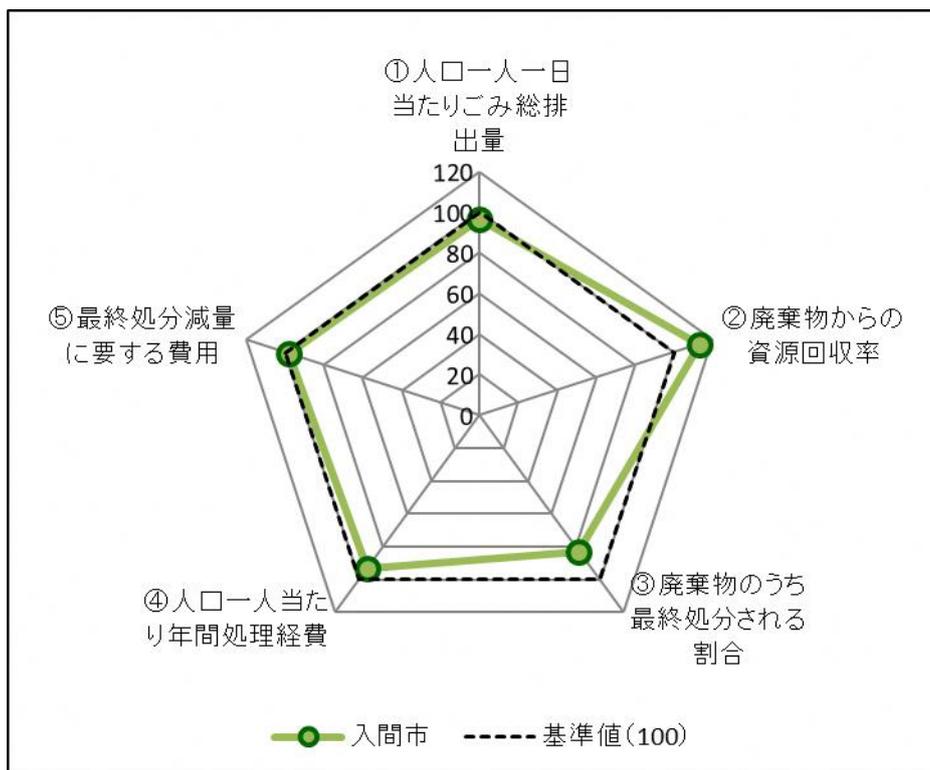
類似都市（埼玉県内人口規模 10 万人～20 万人、12 市）を対象に、ごみの排出、中間処理及び最終処分の状況について比較し、本市のごみ処理行政の特徴を整理します。使用するデータは、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 30 年度実績版）」を基にしています。

評価は類似 12 市の平均値に対する指標値（平均値が 100）で示します。なお、③廃棄物のうち最終処分される割合については、埋立中の最終処分場を保有している 4 市（入間市、加須市、三郷市、坂戸市）を対象に指標値を算出しています。

排出量、資源回収率、最終処分される割合及び費用効果に関する指標値を示しています。これによると、本市は次のような特徴を持っています。

- 廃棄物のうち最終処分される割合の指標値が少し低くなっています。
- 廃棄物からの資源回収率は、他市に比較して少し高くなっています。
- 人口 1 人あたりのごみ総排出量、人口 1 人あたりの年間処理経費、最終処分減量に要する費用はほぼ 12 市の平均となっています。

類似自治体との比較結果



第2節 ごみ処理の課題

1. ごみ排出量

家庭系ごみ量は、目標に近づきましたが近年横ばいとなっています。事業系ごみ量は、平成 23(2011)年度からほぼ横ばいで、ごみの排出量は減っていません。ごみの減量に関しての情報発信やキャンペーン、分別のためのアプリのダウンロード件数などは計画通りに実施されていますが、ごみ減量に結びついていません。また、集団資源回収量や収集・持込資源物量は経年的に減少傾向となっています。

家庭系ごみの 1 人 1 日あたり排出量の横ばいの原因を検討し、より一層の減量化に向けての施策を検討する必要があります。事業系ごみに関しては、更なる排出抑制指導や搬入検査の徹底による排出量の減量化が必要です。

2. 資源化率

資源化率については、令和元(2019)年度では 23.7%で目標(30%)に達していません。資源化率の向上のためには、ごみ総排出量を減らし、資源化物量を増やすことが必要です。総ごみ排出量を減らすには、例えば、生ごみ・食品ロスの減量やごみとなる過剰な包装を断るなどの排出抑制をしていくことが必要です。資源化物量を増やすためには、破碎処理後、埋立処分している硬質プラスチック類や小型家電、雑がみ等のさらなる資源化を検討する必要があります。事業系の可燃ごみの中には、紙類が多く含まれており、それらを資源物として分別することにより、資源化率は向上します。

なお、本計画での資源化率は、市で収集・処理している資源物量を対象としていますが、スーパーの店頭回収などのように民間事業者による資源物回収に出されることによって資源化率が低くなっていることも影響していると考えられます。この点については、今後の研究課題と考えています。

3. 中間処理

総合クリーンセンターは平成 8(1996)年 3 月に供用開始してから 24 年が経過しています。設置時の機能を維持するため、定期点検、定期修繕等の整備を行っていますが、稼働年数が長くなるにしたがい老朽化が進んできています。従来の定期修繕とは別に、平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度にかけて、耐用年数が概ね 10 年以上経過した機器や基幹部品の改修工事を実施し施設の長寿命化を推進してきました。

また、旧ごみ焼却施設である宮寺清掃センターは、平成 11(1999)年 4 月の休止から 20 年以上が経過し老朽化が進んでおり、解体撤去、跡地利用について検討が必要です。

4. 最終処分

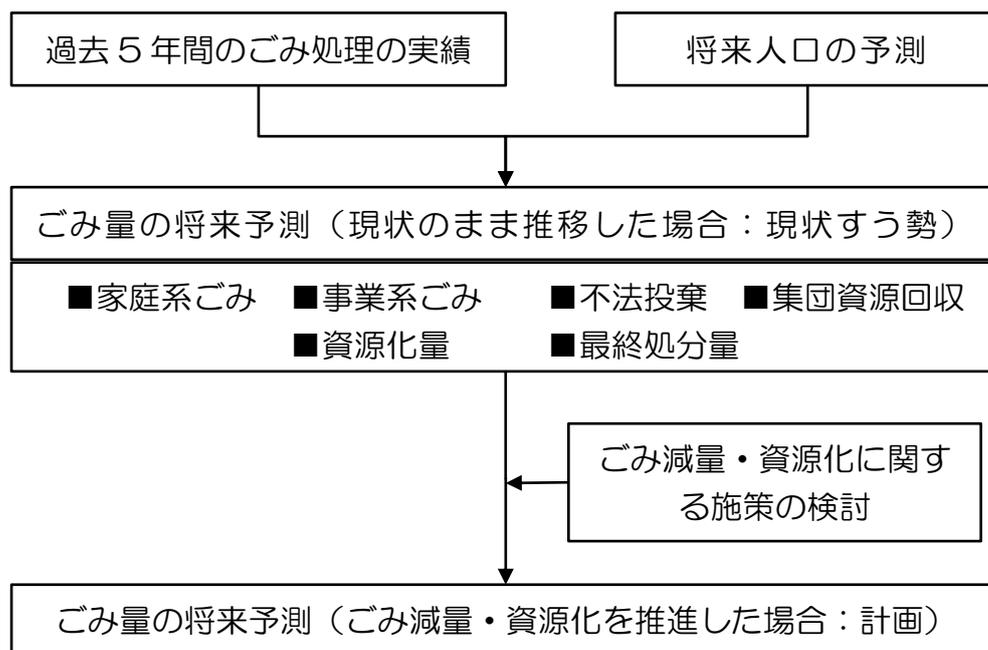
焼却灰のセメント原料化による再利用を増やしたことにより、最終処分量が減り、目標(2,800t/年以下)をほぼ達成しています。最終処分場の残余容量から、令和 10(2028)年度までは埋立可能と見込まれますが、焼却量をできるだけ減量することで埋立量を減らし、現有の最終処分場を延命化していくことが必要です。また、次期最終処分場については、自区内処理の原則のもと、市民の合意に基づいた最終処分場を確保するため、地権者や地元住民等の意見を踏まえながら周辺環境に配慮し、適正な整備計画の策定に着手していく必要があります。

第3節 ごみ排出量の予測

ごみ処理の目標を設定するために、ごみ量を予測しました。

まず、現状のまま推移した場合（現状すう勢）のごみ量を予測しました。次に、これまで実施してきたごみ減量・資源化施策の効果を踏まえ、ごみ量を予測しました。

ごみ量の将来予測フロー



1. 人口の予測

将来人口は、埼玉県将来人口推計ツールによる国勢調査人口ベースの予測結果を用いて設定します。この人口推計ツールによる予測結果では、平成27（2015）年の国勢調査人口148,390人から、15年後の令和17（2035）年では125,002人まで減少（約▲15.7%）する結果となっています。

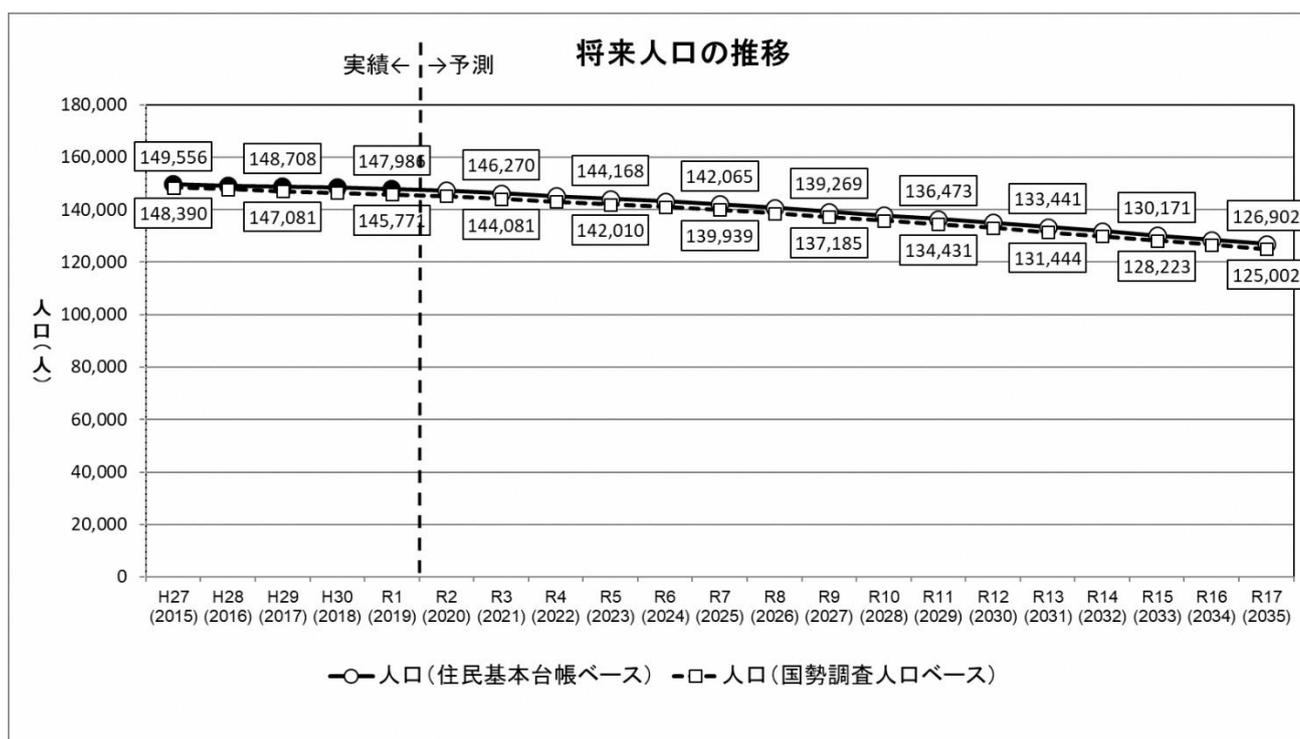
ごみ処理事業の計画収集人口は、住民基本台帳ベースの人口を採用しますので、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの実績人口と国勢調査ベース人口との比率から、将来の計画収集人口を設定します。

本市の将来人口(国勢調査人口ベース)

年度	人口(人)				人口 変化率
	総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上	
平成22年度 (2010)	149,872	20,102	99,593	30,178	101.00
平成27年度 (2015)	148,390	18,610	91,637	38,143	100.00
令和2年度 (2020)	145,117	16,949	85,364	42,804	97.79
令和7年度 (2025)	139,939	15,162	80,814	43,963	94.31
令和12年度 (2030)	133,054	13,549	75,518	43,986	89.66
令和17年度 (2035)	125,002	12,126	68,784	44,092	84.24

※埼玉県将来人口推計ツール

将来人口の予測



2. 事業活動の予測

事業所数と従業員数の推移をみると、平成3（1991）年度から平成21（2009）年度までは緩やかな増加傾向で推移していましたが、平成21（2009）年度を境に減少傾向にあります。

今後の事業活動は、人口の減少傾向や事業所、従業者数の実績の推移、社会経済状況を考慮すると、ほぼ現状で推移すると見込まれます。

事業所、従業者数の実績

年度	平成3年 (1991)	平成8年 (1996)	平成13年 (2001)	平成18年 (2006)	平成21年 (2009)	平成24年 (2012)	平成26年 (2014)	平成28年 (2016)
事業所数	4,875	4,886	5,152	5,189	5,315	4,874	5,003	4,713
従業者数	45,230	45,996	50,749	51,774	53,818	50,511	51,691	50,018

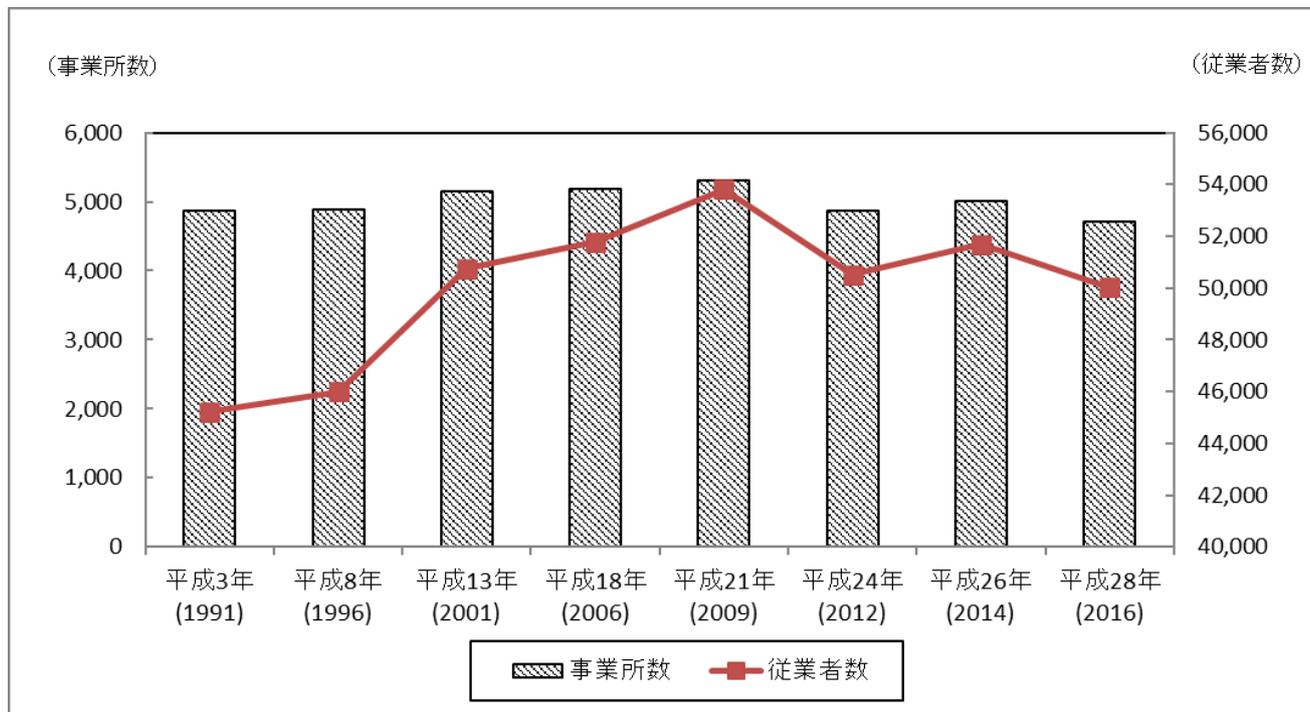
出典：事業所・企業統計調査、経済センサス-基礎調査・活動調査

※平成18（2006）年度までは、事業所・企業統計調査が実施されていましたが、平成21（2009）年度以降は経済センサス（基礎調査、活動調査）が実施されています。平成21・26（2009・2014）年度は基礎調査、平成24・28（2012・2016）年度は活動調査が実施されています。

基礎調査：事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造の把握に重点を置いた調査（総務省）

活動調査：基礎調査の結果を基に売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた調査（総務省、経済産業省）

事業所、従業者数の推移



3. ごみ排出量の将来予測

平成 27 (2015) 年から令和元 (2019) 年までのごみ量の実績を踏まえ、現状で進められている取組の効果を見込んで将来の排出量を予測しました。予測期間は 15 年後の令和 17 (2035) 年度までです。

家庭系ごみの削減効果設定

施策	施策内容	減量効果の定量化方針	減量効果
発生抑制行動の評価	レジ袋の有料化に伴う減量効果を評価	レジ袋辞退率が 25%から 70%以上に向上している (コンビニ 3 社発表) ※レジ袋排出量 30/75=40%に減少 年間 300 億枚→120 億枚 1 人年間 250 枚→100 枚 1 枚 5g とすると 年間 1 人あたり 750g 減 1 人 1 日あたり 2g 減	2g/人/日減
食品ロス対策	買物、保存、調理による食品ロス削減	国の方針で令和 12 (2030) 年に半減 平成 30 (2018) 年全国ベースの食品ロス推計値 1 日あたり 51kg/人/年 家庭系 (63g/人/日→32g/人/日へ)	10 年で 31g/人/日減
粗大ごみ対策	リユース、フリーマーケット等の更なる活用	クリーンセンターへの持込前にリユース、フリーマーケット等へ出品を促すことにより持込量を減量。 埼玉県内類似都市の現状を踏まえ 45g/人/日→25g/人/日へ	10 年で 20g/人/日減

※分別の徹底、生ごみ対策については排出段階での組成調査結果がないため、ここでは減量効果を見込んでいません。

事業系ごみの削減効果設定

施策	施策内容	減量効果の定量化方針	減量効果
事業系ごみ分別対策	紙ごみの可燃ごみへの混入防止不正搬入の指導強化	埼玉県による事業系可燃ごみの簡易組成調査結果によると 7.6%が段ボール・雑がみ類であった。また、不適正な搬入廃棄物として産業廃棄物 (廃プラ+産廃) がおよそ 10%含まれていた。 →紙類の資源物としてのリサイクル、不適正搬入物の適正化によりごみ減量化が可能である。 →令和 17 (2035) 年までに約 50%適正化できるとする。	紙類の分別による減量： 15 年で 3.8% 減 不正搬入物の指導強化： 15 年で 5%減
	搬入検査の強化	事業系ごみの分別徹底のため、搬入検査を強化する。	効果は上記で見込む

※事業系食品ロス対策については排出段階での組成調査結果がないため、ここでは減量効果を見込んでいません。

現状での取組を考慮した排出量予測の結果は、下記のとおりです。

将来ごみ排出量の予測結果

項目		現状 令和元年度 (2019)	計画目標年度 令和17年度 (2035)
家庭系ごみ1人1日排出量	資源含む	658g/人/日	605g/人/日
	資源含まない	544g/人/日	491g/人/日
家庭系ごみ排出量		35,526t/年	28,017t/年
事業系ごみ排出量		8,619t/年	6,746t/年
不法投棄ごみ量		77t/年	66t/年
集団資源回収量		2,048t/年	1,756t/年
ごみ総排出量		46,270t/年	36,586t/年
資源化量		10,952t/年	8,630t/年
資源化率		23.7%	23.6%
最終処分量		2,826t/年	2,225t/年
最終処分率		6.4%	6.4%

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

1. 基本方針

物質的な豊かさをもたらした大量生産、大量消費の経済社会は、大量廃棄型の社会をもたらしました。その結果、大量に発生するごみが環境問題や社会問題を生じさせてきました。

このような状況から抜け出すためには、生産～流通～消費～使用～廃棄という全ての過程において、物質やエネルギーを効率的に利用して天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を構築することが求められます。

即ち、積極的に2R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））に取り組んでごみの発生量をできるだけ少なくし、どうしても発生してしまうごみは可能な限り資源化（リサイクル（再利用））して脱焼却、脱埋立を進め、安全かつ適正に処理していくことが必要です。

世界的な流れを見ると、環境分野に限らず、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けての活動が積極的に進められています。令和2（2020）年1月には、令和12（2030）年のSDGs達成のための「行動の10年（Decade of Action）」がスタートしました。ごみを減らしていくことは、人間、地球環境にやさしい持続可能な社会の実現につながる第1歩になります。

そこで本市では、下記の基本理念の下で、みんな（市民・事業者・市）が様々な場面を通してごみの減量に取り組み、持続可能な社会の実現を目指します。

『ごみを減らして、持続可能な社会の実現』

2. 基本施策

（1）ごみの排出抑制

ア 家庭系での取組

ごみの減量は、日常的な市民生活の中で展開されるものであり、ライフスタイルの見直しを行っていくなど、市民1人1人が問題意識を持つことや循環型社会を目指す意識を育てていくことが必要です。また、具体的なごみ減量行動及びリサイクルの推進を促すため、リサイクルプラザに登録しているボランティアスタッフを中心に、地域や民間との連携を図り、そこから情報発信できる体制の整備、支援施策などの充実を図ります。さらに、ごみ袋の有料化についても検討を進めます。

イ 事業系での取組

事業系ごみの減量化に向けては、事業系ごみ処理手数料改定の検討や、多量排出事業者に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請を行っていきます。食品廃棄物の削減の取組として、県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」や「事業系ごみ削減キャンペーン」と連携して、生ごみの減量や適正排出の指導を進めていきます。

ウ 環境美化・不法投棄対策

ごみの不法投棄は犯罪です。不法投棄を未然に防止するためには、市民の協力が大切です。総合クリーンセンターでは、市民の皆様のご協力をいただきながら、各種の取組を強化して不法投棄ゼロに向けて努力していきます。

(2) ごみの処理・処分

ア 中間処理施設

現在稼働している中間処理施設（焼却施設、破砕処理施設、リサイクルプラザ）は稼働後24年が経過しています。排ガスなどの分析結果の情報公開や精密機能検査、定期修繕等を計画的に行って、適正な管理を継続していきます。

新ごみ処理施設整備に関しても本計画期間内に着手していきます。

旧ごみ焼却施設（宮寺清掃センター）の循環型施設としての活用も推進していきます。

イ 最終処分場

現在稼働している最終処分場については、残余容量を適切に把握し、施設の適正な管理を継続していきます。また、新たな最終処分場の建設に向けた検討を行い、施設整備基本計画策定に取り組みます。

(3) 災害対策

ア 災害対策

別途策定されている災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理が円滑に実施できるよう、必要な対応について実施していきます。

(4) 課題研究

ア ごみ関連施策に関する課題研究

ごみに関しては、様々な取組が全国で実施されています。しかし、それらの取組をすぐに本市に適用できるわけではありません。そのため、それらの取組に関して、本市に適用できるかどうかを研究し、適用可能と判断された施策については、中間見直しの段階で新たな施策として適用していきます。

第2節 上位計画の数値目標

1. 国及び県の計画

国及び県の数値目標

項目	国の設定した目標値			県の設定した目標値
	廃棄物処理法の基本方針	循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画
策定年月	平成28年1月 (2016年)	平成30年6月 (2018年)	平成30年6月 (2018年)	平成28年3月 (2016年)
基になる法律名	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	廃棄物処理法
排出量に係る目標値	目標年次：令和2年度 (2020年度) ＜一般廃棄物＞ 年間排出量を現状（平成24(2012)年度）に対して、約12%削減する。	目標年次：令和7年度 (2025年度) ・1人1日あたりごみ排出量を約850g/人・日とする。 ・1人1日あたり家庭系ごみ排出量（資源回収、資源ごみ等を除く）を約440g/人/日とする。		目標年次：令和2年度 (2020年度) ＜家庭系一般廃棄物＞ 1人1日あたりの家庭系ごみ ^{※2} 排出量を503gにします（平成25(2013)年度実績541gの7%削減）。 ＜事業系一般廃棄物＞ 488千tにします（平成25(2013)年度実績543千tの10%削減）。
再生利用に係る目標値	目標年次：令和2年度 (2020年度) ＜一般廃棄物＞ 再生利用率 ^{※1} を約27%にする。		目標年次：令和4年度 (2022年度) ＜一般廃棄物＞ リサイクル率を27%にする。	
中間処理に係る目標値			目標年次：令和4年度 (2022年度) ＜一般廃棄物＞ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値19%から21%にする。	
最終処分に係る目標値	目標年次：令和2年度 (2020年度) ＜一般廃棄物＞ 年間最終処分量を現状（平成24(2012)年度）に対し、約14%削減する。		目標年次：令和4年度 (2022年度) ＜一般廃棄物＞ 最終処分場の残余年数は平成29(2017)年度の水準（20年分）を維持する。	目標年次：令和2年度 (2020年度) ＜一般廃棄物＞ 1人1日あたりの最終処分量を44gにします（平成25(2013)年度実績49gの10%削減）。

※1 再生利用率：排出量に対する再生利用量の割合

※2 埼玉県の家庭系ごみとは、生活系ごみから資源ごみを除いたもの

埼玉県の生活系ごみとは、混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他のごみ、粗大ごみ
入間市の家庭系ごみとは、家庭から排出されるごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）
入間市の家庭系ごみと埼玉県の生活系ごみの定義は同じ

2. 本市の上位計画

本計画の上位計画にあたる第三次入間市環境基本計画では、5つの基本方針と13の基本施策を設けています。そのうち、ごみ処理に関して以下のような方針、施策、目標を定めています。

第三次入間市環境基本計画の概要

策定年月	令和元(2019)年 12 月				
計画の期間	令和 2(2020)年度～令和 11(2029)年度（10 年間）				
基本方針	基本方針 1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進				
基本施策	循環型社会の推進				
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化の推進 ・リサイクルの推進 ・ごみの適正処理の推進 				
評価指標と目標	具体的施策	指標	現況値 (平成 30 年度) (2018 年度)	目標値 (令和 11 年度) (2029 年度)	
			① ごみの減量化の推進	家庭ごみ排出量	672g/人/日
			事業ごみ排出量	8,774t/年	8,198t/年
			リサイクルプラザの活用(リサイクルの日の開催)	10回/年	10回/年
			リサイクルプラザの活用(各種教室への参加)	2,433人/年	3,000人/年
			生ごみ処理機器の購入費補助による普及拡大	26基/年	40基/年
			埼玉県「彩の国エコぐるめ事業」への登録	22店舗	50店舗
		② リサイクルの推進	ごみの資源化	25%	30%
			分かりやすいごみ分別の検討	ごみチャンネル改訂 アプリ導入	継続
			資源再利用奨励補助の推進(団体数)	195団体	200団体
			資源再利用奨励補助の推進(回収量)	2,810t/年	3,000t/年
		③ ごみの適正処理の推進	最終処分場の年間埋立量の削減	3,371t/年	2,600t/年
			ごみ処理施設の環境保全情報の公開	ホームページ 2回/年	継続
			ごみ処理施設の長寿命化に伴う改修工事の実施	修繕・改修工事の実施	継続
			次期最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定	実施	計画策定

第3節 本計画の数値目標

取組を考慮した排出量予測及び国、県の取組目標を考慮して数値目標を設定します。

○家庭系ごみ（資源を除く）

- 本市の第4次ごみ減量・資源化に関する行動計画（平成29（2017）年度～令和2（2020）年度）では「めざそう!!ひとり1日100gのごみ減量」を掲げています。
- 国の第四次循環型社会形成推進基本計画による目標は、資源化量を含まない1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を、約440g/人/日としています。
- 本市の令和元（2019）年度の資源化量を含まない1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、544g/人/日となっています。
- これらより、国と同じ440g/人/日を目標として設定します。

○事業系ごみ

- 事業系ごみの排出量は前計画で定めた目標値を10%程度上回っており、前計画のスタート時からほとんど減量が進んでいません。
- そこで、取組を考慮した排出量予測で示した事業系のごみ排出量を目標として設定します。この予測値は、事業系ごみに含まれている紙ごみの可燃ごみへの混入防止と不正搬入の指導強化によるごみ減量を見込んだものです。
- 5年後の見直し時点で十分な減量化が進んでいない場合は、取組の強化や新たな取組の実施を検討していきます。

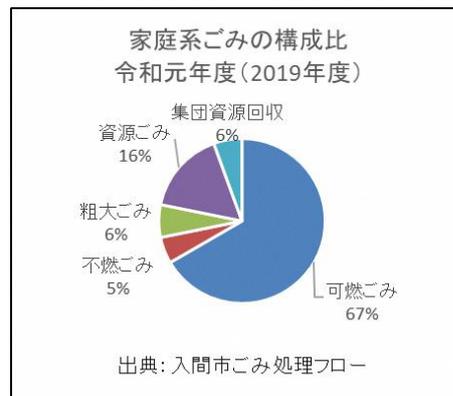
ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値

区分	家庭系ごみ	事業系ごみ
現状 (令和元年度) (2019年度)	544g/人/日 ※資源物量 114g/人/日	8,619t/年
計画目標	令和7(2025)年度 495g/人/日 令和12(2030)年度 455g/人/日 令和17(2035)年度 440g/人/日	令和7(2025)年度 8,033t/年 令和12(2030)年度 7,409t/年 令和17(2035)年度 6,746t/年

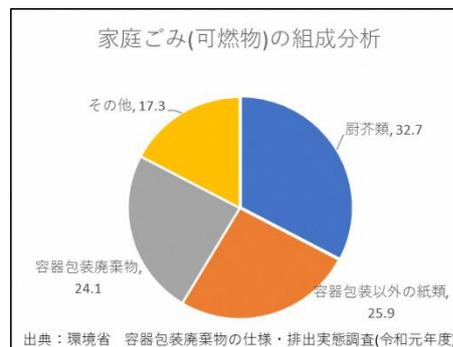
注) 事業系資源ごみは市の処理施設へ搬入されない。

コラム 資源物を除く家庭系ごみで「1人1日100gのごみ減量」はできるのか？

- 令和元年度の本市の集団資源回収量を合わせた家庭系ごみの1人1日あたりの排出量は695g/人/日になっています。
- 資源物を除く家庭系ごみとしては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみになります(544g/人/日)。
- そのうち可燃ごみは67%(466g/人/日)となっています。
- したがって、資源物を除く家庭ごみで減らしていくごみとしては、可燃ごみを減らしていく必要があります。



- 環境省¹による家庭系可燃ごみの組成分析結果によると家庭系可燃ごみのうち、32.7%(152g/人/日)は厨芥類(生ごみ)となっています。容器包装以外の紙類が25.9%(121g/人/日)、容器包装廃棄物が24.1%(112g/人/日)となっています。



- 容器包装以外の紙類や容器包装廃棄物は、ごみ排出時に可燃ごみから資源物へ分別して排出することにより資源物となり、可燃ごみから減らすことができます。ただし、汚れた紙や容器包装は資源物としては出せませんので、すべてが分別排出できるわけではありませんが、家庭系可燃ごみの量は減らせます。例えば、分別率を20%(※)向上させると約47g/人/日(=(121+112)×0.20)の減量ができます。

※40%の人が分別率を50%向上させると仮定

- 厨芥類については、食品ロスとして30g/人/日程度の減量は既に見込んでいます(40ページ参照)。さらに、調理の工夫などによって生ごみ量を減らすこともできると思います。また、厨芥類の80%は水分であるといわれています。したがって、ごみに出す前に、「ひとしぼり」することによって1回あたり10g~30g程度の減量になります。

以上のように、家庭系の可燃ごみについては、紙類や容器包装を可燃ごみで出すのではなく、資源物としてしっかり分別すること、厨芥類については、買いすぎたり食べ残しをしないで食品ロスを減らし、ごみ出しの前にしっかり水切りをすることによって1人1日100gの減量は可能と考えます。

粗大ごみについては、クリーンセンターに持ち込む前に、リユースやフリーマーケット等に出品することによってごみとして排出する量を減らすことができます(40ページの将来予測では、10年で45g/人/日から25g/人/日に減らすと見込んでいます)。こうしたことも併せて考えて、家庭からのごみの排出を極力減らすようにしましょう。

¹ 環境省：容器包装廃棄物の使用・排出実態調査(令和元年度)

■家庭系ごみの分別強化、水切りの実施によるごみ排出量の将来予測

40 ページに示した取組を考慮した排出量予測に加えて、前ページのコラムに書いた可燃ごみ中の資源物、容器包装の分別強化と水切りの徹底の施策を組み込んだごみ排出量、資源化量、最終処分量の予測結果を次ページに示します。

予測に組み込んだ家庭系の減量効果は下記のとおりです。

家庭系ごみの減量化で見込んだ施策の減量効果

項目	減量効果
レジ袋有料化	令和 2（2020）年以降レジ袋有料化で一律 2g/人/日減
食品ロス削減	令和 12（2030）年までに食品ロス半減（63g/人/日⇒32g/人/日）
水きり強化	令和 17（2035）年までに生ごみ水切りで可燃ごみ 10g/人/日減
可燃ごみ中の紙類 分別強化	令和 17（2035）年までに分別率 20%向上 可燃ごみ中の紙類 121g/人/日×0.20=24g/人/日減 ⇒紙類資源に配分
可燃ごみ中の容器 包装分別強化	令和 17（2035）年までに分別率 20%向上 可燃ごみ中の容器包装廃棄物量 112g/人/日×0.20=22g/人/日減 ⇒容器種別 で資源に配分
粗大ごみ排出削減	令和 12（2030）年までに粗大ごみ 20g/人/日減（45g/人/日⇒25g/人/日）

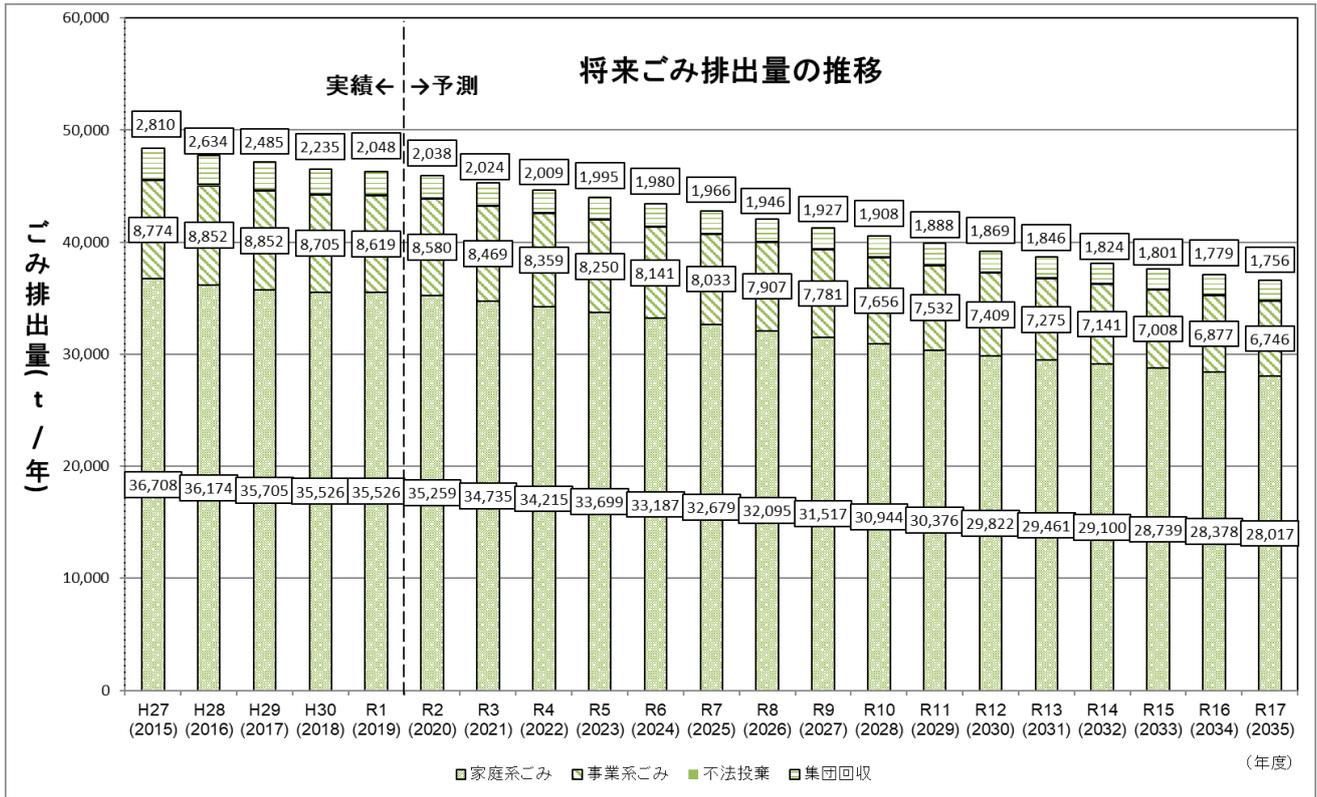
家庭系ごみ削減施策効果を考慮した場合の数値目標に関わるごみ量指標を下記に示します。上記の施策により、資源を含まない家庭系ごみ 1 人 1 日排出量は 438g/人/日となり、数値目標を達成可能です。

紙類及び容器包装廃棄物の分別強化により可燃ごみから資源物に移行することにより資源化量は増大し資源化率は、27.4%まで向上します。

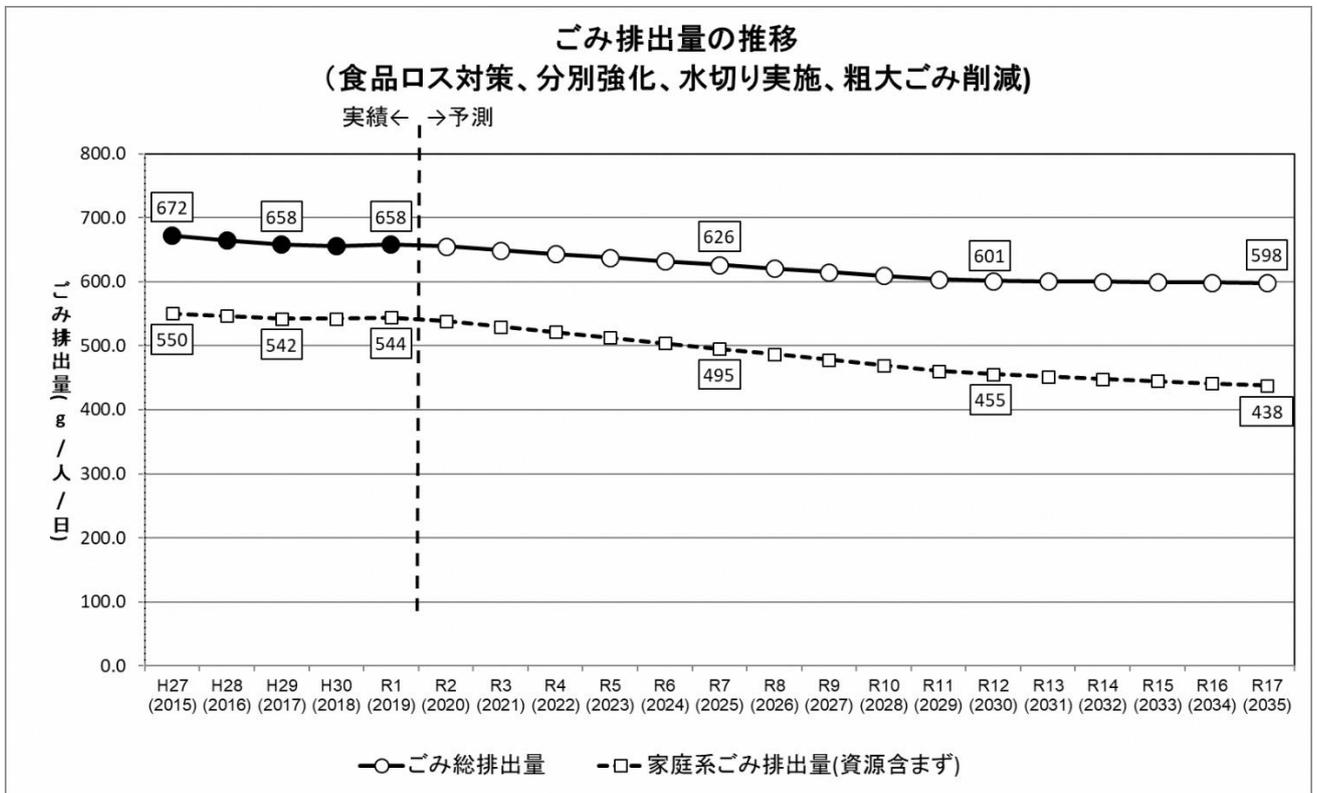
将来ごみ排出量の推移（施策効果を考慮した予測）

項目		現状 令和元年度 (2019 年度)	計画目標年度 令和 17 年度 (2035 年度)
家庭系ごみ 1 人 1 日排出量	資源含む	658g/人/日	598g/人/日
	資源含まない	544g/人/日	438g/人/日
家庭系ごみ排出量		35,526t/年	27,698t/年
事業系ごみ排出量		8,619t/年	6,746t/年
不法投棄ごみ量		77t/年	66t/年
集団資源回収量		2,048t/年	1,756t/年
ごみ総排出量		46,270t/年	36,266t/年
資源化量		10,952t/年	9,938t/年
資源化率		23.7%	27.4%
最終処分量		2,826t/年	2,205t/年
最終処分率		6.4%	6.4%

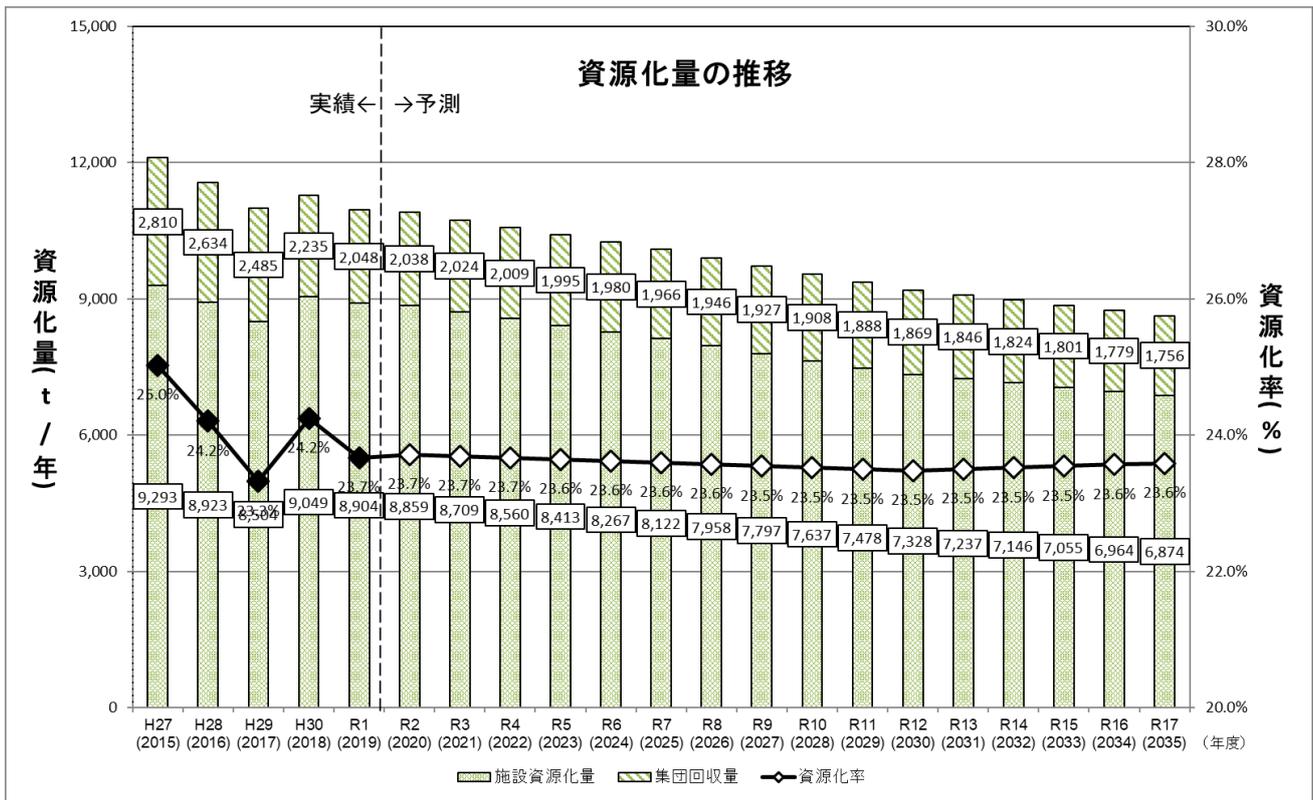
将来ごみ排出量の推移（施策効果を考慮した予測）



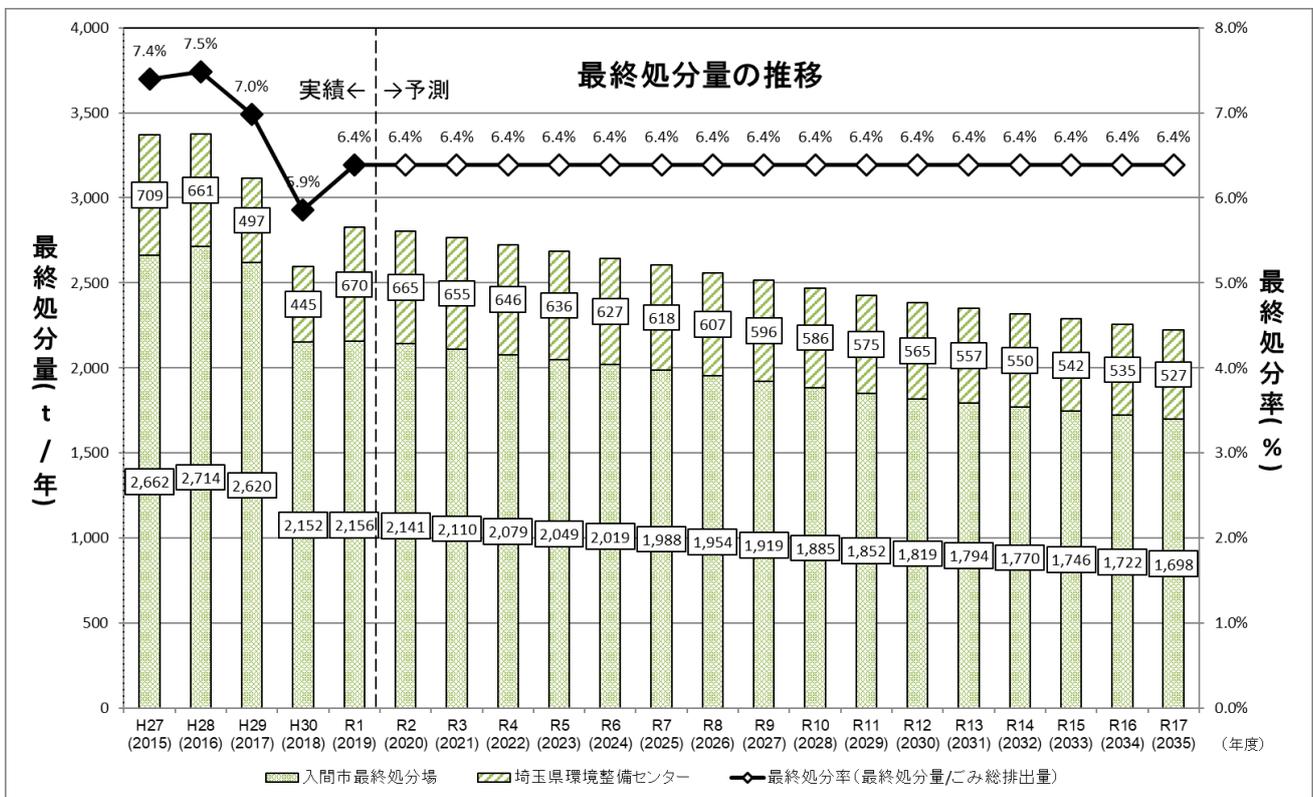
家庭系ごみの1人1日排出量の推移



資源化量の推移（施策効果を考慮した予測）



最終処分量の推移（施策効果を考慮した予測）



○資源化率

- 資源化率については、市の収集以外（スーパー等の資源回収や古紙回収、ベンダー回収、廃品回収など）への排出が増加しており、近年低下しています。
- 家庭系可燃ごみに混入している紙類や容器包装廃棄物の分別を強化することにより資源化量は増加し、施策効果を考慮した予測によると令和 17（2035）年度の資源化率の予測値は 27.4%となります。

資源化率の目標値

区分	現状 (令和元年度) (2019 年度)	計画目標 (令和 17 年度) (2035 年度)
資源化率	23.7%	27.4%

○最終処分量

- 最終処分量については、前計画の目標をほぼ達成できています。
- 県内他市と比較すると、最終処分している割合は大きいものの、最終処分に要する費用は平均的な値となっています。
- 施策効果を考慮した予測によれば、令和 17（2035）年度最終処分量の予測値は、2,205t/年になると試算されています。
- これを踏まえ、令和 17（2035）年度最終処分量の目標値は 2,205t/年以下と設定し、この予測値を上回ることがないように、発生抑制に取り組んでいきます。

最終処分量の目標値

区分	現状 (令和元年度) (2019 年度)	計画目標 (令和 17 年度) (2035 年度)
最終処分量*1	2,826t/年	2,205t/年以下

*1 最終処分量：資源化できず焼却処理した後に残る可燃物の灰分、可燃物・不燃物の燃え残りの量であり、市及び県の最終処分場への埋立処分量です。

第4節 個別施策

1. 施策の体系

(1) ごみの排出抑制	
ア 家庭系での取組	① 意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育との連携 ● 広報誌や市公式ホームページ等を利用したPRの充実 ● NPO等の民間団体との連携の促進 ● ごみ減量・資源化イベントの開催・参加の促進 ② ごみ排出抑制行動の取組 <ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルプラザの活用 ● 生ごみ処理機器の購入費補助による普及拡大 ● 家庭系ごみの削減対策の推進 ● ごみ減量アクションプラン(家庭系)の作成 ● ごみ袋の有料化の検討 ③ リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 再生紙使用製品の利用促進 ● ごみ分別アプリの活用 ● 資源再利用奨励補助の推進 ● ごみの資源化の推進
イ 事業系での取組	① 意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の一般廃棄物排出抑制の推進 ● 事業系ごみ処理手数料改定の検討 ② ごみ排出抑制行動の取組 <ul style="list-style-type: none"> ● 多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請 ③ 食品廃棄物の削減 <ul style="list-style-type: none"> ● 県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」への参加を啓発
ウ 環境美化・不法投棄対策	① 環境美化・不法投棄の防止 <ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄監視パトロール ● 郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施 ● 市民清掃デーによる環境美化活動、不法投棄防止に向けた啓発の実施
(2) ごみの処理・処分	
ア 中間処理施設	① 中間処理施設の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ焼却施設からの排ガス分析結果の情報公開 ● 設備機器の精密機能検査、定期修繕等の実施 ② 新ごみ処理施設整備に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たなごみ処理施設整備に向けての調査研究 ③ 旧ごみ焼却施設(宮寺清掃センター)の循環型施設としての活用 <ul style="list-style-type: none"> ● 旧ごみ焼却施設(宮寺清掃センター)の循環型施設としての活用
イ 最終処分場	① 最終処分場の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 残余容量の把握と施設の適正な管理の実施 ② 次期最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ● 次期最終処分場の建設に向けた検討

(3) 災害対策	
ア 災害対策	① 災害廃棄物対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 教育訓練の実施 ● 情報の更新 ● 災害時における廃棄物収集運搬体制の確立 ● 災害廃棄物の一時保管場所（仮置き場）の確保 ● 県、近隣自治体及び各種関係団体等との連携

(4) 研究課題	
ア ごみ関連施策に関する 課題研究	① 効果的な情報伝達方法の調査・研究 ② 家庭系・事業系ごみの組成調査の効率的実施方法に関する調査・研究 ③ 高齢者のごみ出し支援等に関する調査・研究 ④ 民間ベースの資源化状況の把握に関する調査・研究 ⑤ プラスチック資源循環戦略への対応に関する調査・研究

2. 個別施策の内容と目標

(1) ごみの排出抑制

ア 家庭系での取組

家庭系ごみの排出量の目標は、下記のとおりです。この目標に向けて、意識の向上、ごみ排出抑制行動、リサイクルの推進の取組を進めていきます。

現状（令和元年度）の活動結果	今後の活動目標
<p>◆ 1人1日あたり家庭系ごみ排出量 544g/人/日（※資源除く）</p>	<p>◆ 1人1日あたり家庭系ごみ排出量 令和 7年度 495g/人/日 令和 12年度 455g/人/日 令和 17年度 440g/人/日 （※資源除く）</p>

① 意識の向上

家庭でのごみの排出抑制に向けては、本市の将来を担う子供たちを含め広く市民にごみ減量の必要性を理解していただくことが必要です。そのため、学校教育との連携、市の広報誌や公式ホームページ等を利用したオンライン化も含めたごみ行政のPRの充実を図るとともに、行政のみではなくNPO等の民間団体とも連携しながらごみに関する意識の向上を図ります。

取組	活動の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体験チャレンジ、ごみ処理施設訪問学習、出前講座、ポスターコンクール出展などを教育委員会と連携して毎年計画的に進めます。 社会体験チャレンジ 令和7年度 3校、 令和12年度 5校、令和17年度 7校 施設見学 16校/年 出前講座 1回以上/年
<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌や市公式ホームページ等を利用したPRの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス問題や廃棄プラスチック問題などテーマを絞って情報発信をしていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ● NPO等の民間団体との連携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化等推進協力会での啓発活動とともに、食品ロス関係、リサイクル関係のNPOと連携してごみ減量・資源化を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量・資源化イベントの開催・参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・資源化に関する講演会を開催します。 ・市民の方々へのPRの場として環境フェア、あおぞらフリーマーケットなどのイベントに積極的に参加しごみ減量・資源化の啓発活動を行います。 ・ごみ減量推進地区説明会を年10回以上開催します。

② ごみ排出抑制行動の取組

ごみの減量に向けて、具体的にどのような行動をすべきか理解してもらうため、リサイクルプラザでの活動へ参加いただき、生ごみたい肥化への補助や指導、ごみを出さない生活スタイルへの転換など、実例を交えて紹介します。それらの取組を取りまとめて、「ごみ減量・資源化に関する行動計画」を策定します。また、ごみ袋の有料化についても検討していきます。

取組	活動の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルプラザの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の構築に向け、リサイクルプラザを情報発信の拠点として、市民ボランティアを中心に各種事業を展開します。 リサイクルの日開催 10回/年 各種教室への参加 3,000人/年
<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみ処理機器の購入費補助による普及拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の購入者に対して購入費の一部を補助することで、生ごみの家庭内処理を促進し、また段ボール堆肥化など、様々な方法を紹介し、生ごみの減量及び資源化を図ります。 ◆生ごみ処理機購入費補助件数 30基/年
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭系ごみの削減対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物におけるマイバッグの利用や、ごみを出さない生活スタイルを推進します。 ◆ごみを出さない生活スタイルを推進 ◆マイボトル等の持参の呼びかけの推進 ◆不要なものはもらわない取組の啓発 ◆ごみを出さない買い物の啓発
<ul style="list-style-type: none"> ● 「ごみ減量・資源化に関する行動計画」の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭でのごみの削減対策を具体的に記載した「ごみ減量・資源化に関する行動計画」を作成します。(令和3年度作成予定)
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ袋の有料化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化に向けて、ごみ袋の有料化について検討していきます。他都市での導入状況や減量効果の確認、本市で実施する場合の制度設計(対象、料金体系、料金徴収方法、手数料の減免等)の検討などを行っていきます。

③ リサイクルの推進

リサイクルを進めることにより、ごみの資源化につながります。そのためには、リサイクル社会が定着するように再生品の利用を促進することが求められます。日常のごみ出しの場面においては、ごみの分別をしっかりと行うことが重要です。また、地域活動の一環として集団資源回収を活発化していくこともリサイクルの推進に役立ちます。

取組	活動の目標
● 再生紙使用製品の利用促進	・広報誌やごみ減量・資源化イベントの中で、再生紙の利用の促進をアピールします。
● ごみ分別アプリの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリを活用し、分別方法や各種イベント情報の配信を行い、ごみの適正な分別、資源化等を促進します。 ◆分別アプリダウンロード数（累計） <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度 19,000 件 令和 12 年度 27,000 件 令和 17 年度 36,000 件
● 資源再利用奨励補助の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙類、古布類（繊維）等の資源化を推進するため、資源回収登録団体に対して奨励補助を行い、資源再利用の促進を図ります。 ◆登録団体数 200 団体 ◆資源回収量 3,000t/年
● ごみの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別による資源化を推進します。 ◆プラスチック類やペットボトルなどの資源化 ◆混合カレットの資源化を推進 ◆小型家電リサイクル拠点回収（回収ボックス）の設置による資源化を推進 ◆雑がみリサイクル事業を推進 ◆ごみ焼却灰の資源化の推進 1,000 t /年

※小型家電リサイクルは「みんなのメダルプロジェクト」終了（平成 31 年 3 月）後、リサイクル量は大きく減少しています（平成 30 年 76t/年⇒令和元年 6t/年）

イ 事業系での取組

事業系ごみの排出量の目標は、下記のとおりです。この目標に向けて、意識の向上、ごみ排出抑制行動、リサイクルの推進の取組を進めていきます。

現状（令和元年度）の活動結果	今後の活動目標
◆事業系ごみ排出量 8,619t/年	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業系ごみ排出量 <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度 8,033t/年 令和 12 年度 7,409t/年 令和 17 年度 6,746t/年

① 意識の向上

事業系ごみの排出量は、近年横ばいとなっていますが、その原因は事業所においてごみの分別が徹底されていないことにあると思われます。そのため、県と連携し事業系ごみ削減キャンペーン

ンを実施します。また、搬入前の内容物検査を実施し、検査結果については適宜事業者にフィードバックします。

なお、事業系ごみ処理手数料改定を令和7(2025)年度に検討する予定です。令和7(2025)年度での事業系ごみ排出量が目標を達成できない場合は、搬入検査及び指導を更に強化していきます。

取組	活動の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の一般廃棄物排出抑制の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月に県と連携して「事業系ごみ削減キャンペーン」を実施しています。事業系ごみ削減に関する啓発活動(チラシ配り)や、総合クリーンセンターごみ処理施設における搬入物検査などを通し、事業系ごみの減量・資源化の指導を行っていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみ処理手数料改定の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ処理手数料について、前回の改定から10年が経過する令和7(2025)年度以降、事業系ごみの排出抑制状況や処理費用を踏まえ、料金改定を検討します。

② ごみ排出抑制行動の取組

事業所でのごみの削減対策として、大量排出事業者に対し、減量計画書の提出を求め、適正な排出に向けて指導していきます。また、収集許可業者へも排出元へ分別を徹底するよう指導していきます。

取組	活動の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● 多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者に対してごみ減量・資源化計画書の提出を要請し、ごみの減量・資源化・適正排出に向けての指導を行っていきます。

③ 食品廃棄物の削減

県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」への参加を促進し、事業者による食品廃棄物等の削減など、新たな取組を推進していきます。

取組	活動の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● 県が推進している「彩の国エコぐるめ事業」への参加を啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県では、食品ロスや食品廃棄物を減らす取組として、「彩の国エコぐるめ事業」を実施しています。市は、この取組に賛同し、「入間市食品衛生協会」及び「入間市料飲業組合」と協働で「彩の国エコぐるめ事業」への登録店舗数を増やし、市民へ食品ロス関係の啓発を行います。(目標：登録店舗数 60店舗)

ウ 環境美化・不法投棄対策

① 環境美化・不法投棄の防止

不法投棄されたごみは、その処理に多くの費用がかかり、他人の財産や権利、健康な生活を侵害し、魅力的な景観を損なうばかりでなく、悪臭、土壌・地下水・河川の汚染など環境に悪影響を与えます。市では、不法投棄監視パトロールを行うほか、郵便局と協定を結び不法投棄の監視に協力をお願いしたり、警察と連携し不法投棄されたごみの中から犯人の特定につながるものを探ったり、巡回を依頼するなどの取組を行っています。また、生活環境を守る観点から実施されている市民清掃デーにおいても、不法投棄防止に向けた啓発活動を実施していきます。それらの取組を今後より強化して、不法投棄ゼロに向けて努力していきます。

取組	活動の目標
● 不法投棄監視パトロールの実施の強化	・市では不法投棄を抑止するため、不法投棄監視パトロールを強化していきます。
● 郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施	・市だけではなく郵便局と協定を結んで不法投棄の監視に協力してもらいます。警察と連携して犯人特定や巡視に協力してもらいます。
● 市民清掃デーによる環境美化活動、不法投棄防止に向けた啓発の実施	・入間市連合区長会と市の共催で市民清掃デーを開催し、街中の美化活動に努めます。また、清掃活動を通じて不法投棄防止の啓発も実施していきます。

(2) ごみの処理・処分

ア 中間処理施設

① 中間処理施設の適正管理

現行施設は稼働後約 24 年が経過し、設備機器の多くが既に耐用年数を迎えています。この施設を良好な状態で稼働させるため、平成 22 (2010) 年度に総合クリーンセンター延命化計画を策定し、平成 27 (2015) 年度から令和 2 (2020) 年度まで延命化事業を実施してきました。また、ごみ焼却施設から発生する排ガス分析結果等の公開及び設備機器の精密機能検査、定期修繕等を継続して実施する等、適正な管理を継続的に実施していきます。

取組	活動の目標
● ごみ焼却施設からの排ガス分析結果の情報公開	・排ガスの分析を年 2 回実施し、その結果については市公式ホームページに公開していきます。
● 設備機器の精密機能検査、定期修繕等の実施	・施設の良好な状態を確保するため、精密機能検査、定期修繕等を計画的に実施していきます。

② 新ごみ処理施設整備に関する調査研究

新たなごみ処理施設の整備に向け、調査研究を実施します。

取組	活動の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● 新たなごみ処理施設整備に向けての調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量の変化や最新のごみ処理施設の機能など新施設の整備に向けての調査研究を行います。また、運営面を含めて、民間活力の活用、近隣自治体との広域連携の可能性についても研究していきます。

③ 旧ごみ焼却施設（宮寺清掃センター）の循環型施設としての活用

旧ごみ焼却施設（宮寺清掃センター）は、現在、ペットボトルの圧縮・梱包業務、カレット・廃乾電池等選別業務、古布類選別業務を実施しています。今後、安全な解体撤去の方法や循環型施設としての活用方法について検討していきます。

取組	活動の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● 旧ごみ焼却施設（宮寺清掃センター）の循環型施設としての活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な解体撤去の方法や循環型施設としての活用方法について検討します。

イ 最終処分場

① 最終処分場の適正管理

残余容量を把握し、延命化に伴う埋立可能年数を算定します。また、施設の適正な維持管理を行います。

取組	活動の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● 残余容量の把握と施設の適正な管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・残余容量の的確な把握と浸出水処理を含めた施設の適正な管理を実施していきます。

② 次期最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定

新たな最終処分場の建設に向けた検討を行い、施設整備基本計画策定に取り組みます。

取組	活動の目標
<ul style="list-style-type: none"> ● 次期最終処分場の建設に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな最終処分場の建設に向けた検討を行い、施設整備基本計画策定に取り組みます。

(3) 災害対策

ア 災害対策

① 災害廃棄物対策の推進

別途策定されている災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理が円滑に実施できるよう、下記の項目について対応していきます。

取組	活動の目標
● 教育訓練の実施	・災害時の収集・処理を可能とするような適切な教育訓練を実施します。
● 情報の更新	・組織体制や備蓄物、協定等に関する情報を適宜更新します。
● 災害時における廃棄物収集運搬体制の確立	・災害時、ごみやし尿の収集など応急的対策を的確にかつ迅速に実施できる体制を確立します。
● 災害廃棄物の一時保管場所（仮置き場）の確保	・災害時、がれき類などの災害廃棄物の一時保管場所を確保することで、市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現します。
● 県、近隣自治体及び各種関係団体等との連携	・県をはじめ、近隣自治体及び各種関係団体等と広域的な連携体制を構築します。

(4) 研究課題

以下の研究課題については、予算等を含め、体制が整った段階で着手していきます。

ア ごみ関連施策に関する課題研究

① 効果的な情報伝達方法の調査・研究

人が集まる各種イベント会場でのごみに関する情報発信のみではなく、市職員が市民のもとへ出向いて情報提供を行う方法など、効果的な情報伝達の方法について調査・研究を進めます。

具体的には、他都市で実施されている情報伝達方法についての情報を収集し、本市への適用性を評価し、効果的と思われる方法を試行し、実際に効果のある方法を採用していきます。

② 家庭系・事業系ごみの組成調査の効率的実施方法に関する調査・研究

ごみの減量及び資源化を進めていくためには、ごみの排出状況（ごみの組成）を的確に把握していくことが重要です。家庭系ごみは居住者の特性（年齢構成、世帯人員、家屋属性など）により、組成が異なります。また事業系ごみは、業種によって排出されるごみの組成は大きく異なります。そこで、家庭系及び事業系のごみ組成調査について、本市に適した効率的な実施方法を調査・研究していきます。

具体的には、令和 7（2025）年度までに家庭系、令和 12（2030）年度までに事業系の組成調査を実施し、令和 13（2031）年度以降にとりまとめていきます。

③ 高齢者のごみ出し支援等に関する調査・研究

高齢者のごみ出し支援に関しては、「入間市見守りボランティア事業」の一環として対応しています。この事業が円滑に進展するように事業内容の広報を行って「見守り協力員」を募集するとともに、候補人材を増やすためにどのようなことをしていけばよいかを研究していきます。

障がい者については、具体的な支援方法を研究していきます。

更に、他都市の対応方法に関する情報収集に努めます。

④ 民間ベースの資源化状況の把握に関する調査・研究

びん・缶・ペットボトルやトレイ、古紙などの資源物は、市の収集以外に、スーパー等の店頭回収や古紙回収、ベンダー回収（自動販売機）、廃品回収などの民間業者による回収へも排出されています。市の収集による資源化率は年々低下していますが、市域全体で資源化率が低下しているかどうかは、これら民間回収による資源化量も含めて確認する必要があります。そして市域全体での資源化率が向上しているのであればこれを維持、継続し、市域全体での資源化率が低下しているのであれば、より一層の周知啓発を行い、市域全体での資源化率の向上を図っていくことが必要です。そのため、市域全体の資源化率を推計する仕組みを研究していきます。

具体的には、このような取組を実施している自治体の民間回収量の把握方法についての情報を収集し、本市への適用方法を検討します。そして、本市において継続的に実施可能な仕組みを構築していきます。

⑤ プラスチック資源循環戦略への対応に関する調査・研究

国は、プラスチック資源の有効利用や海洋プラスチックごみ問題等の課題への対処、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものとして、「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この中では、令和 12（2030）年までに、プラスチック製容器包装の 6 割をリユースまたはリサイクルする、令和 17（2035）年までに全ての使用済みプラスチックをリユースまたはリサイクルする（技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め 100%有効利用する）目標を掲げています。

本市でもプラスチック資源の 100%有効利用を目指していくこととし、国から発信されるプラスチック資源のリユース・リサイクルに関する情報や、先進的に取り組んでいる自治体の情報を収集します。そして本市への適用性について研究・検討を加え、有効な手法を取り入れていきます。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 し尿及び浄化槽汚泥処理の現状

1. し尿及び浄化槽汚泥処理の実績

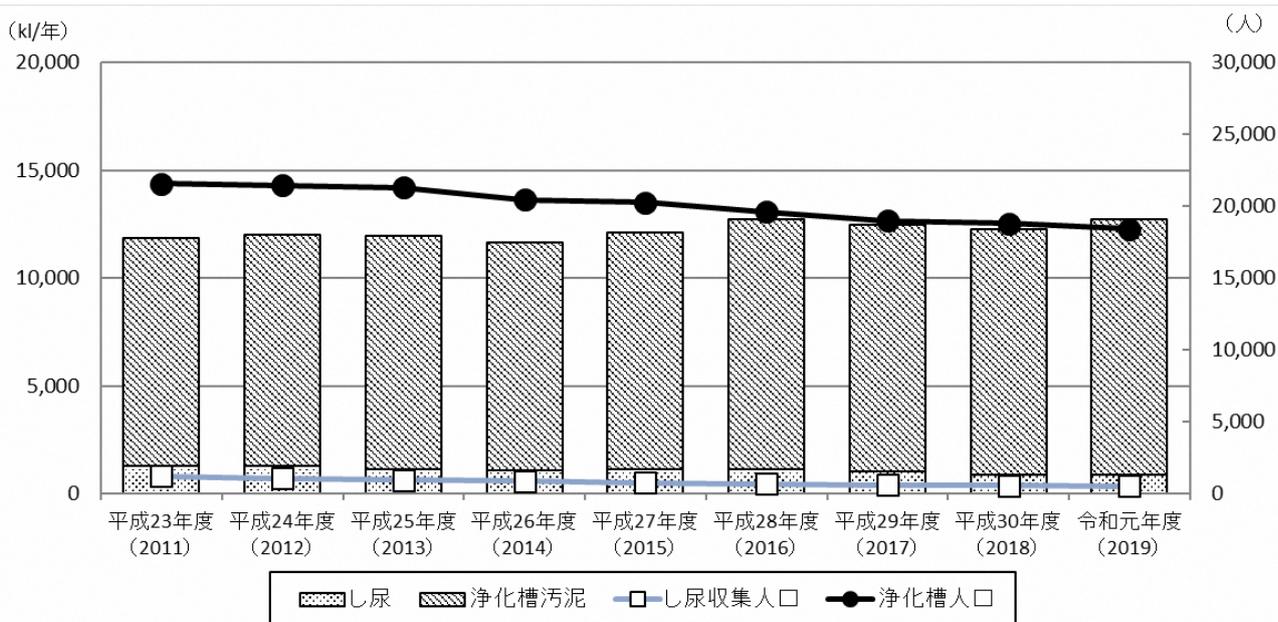
し尿収集人口は、平成 23(2011)年度から令和元(2019)年度までの9年間に 703 人(▲57.2%)、浄化槽人口は 3,159 (▲14.6%) と、それぞれ減少していますが、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量は、平成 23 (2011) 年度から令和元 (2019) 年度までの9年間ほぼ横ばいで推移しています。その理由としては、合併処理浄化槽の普及や市内の商業施設等からの収集量が増加したことによるものです。

し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量及びし尿収集・浄化槽人口の実績

区分	単位	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	Kl/年	11,847	12,023	11,981	11,661	12,101	12,722	12,477	12,292	12,730
し尿	Kl/年	1,303	1,289	1,147	1,087	1,157	1,133	1,014	869	867
浄化槽汚泥	Kl/年	10,545	10,734	10,834	10,574	10,944	11,589	11,463	11,423	11,863
1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	Kl/日	32.5	32.9	32.8	32.0	32.2	34.9	34.2	33.7	34.9
し尿	Kl/日	3.6	3.5	3.1	3.0	3.2	3.1	2.8	2.4	2.4
浄化槽汚泥	Kl/日	28.9	29.4	29.7	29.0	30.0	31.8	31.4	31.3	32.5
し尿収集人口	人	1,229	1,074	968	897	781	706	621	587	526
浄化槽人口	人	21,597	21,475	21,322	20,463	20,269	19,604	18,997	18,807	18,438

端数整理(四捨五入)の都合上、合計が異なる場合があります。

し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量及びし尿収集・浄化槽人口の推移



2. 収集・運搬体制

収集・運搬体制

区 分	体 制
し尿	許可
浄化槽汚泥	許可

3. 処理施設

(1) し尿処理施設

本市は、日高市と入間西部衛生組合を設置し、し尿の中間処理に関する事務を行っています。

入間西部衛生組合が運営管理するし尿処理施設の概要を以下に示します。し尿処理量が少なくなってきたため、現状では収集したし尿、浄化槽汚泥は固液分離・希釈したうえで日高市公共下水道に放流しています。

し尿処理施設の概要

施設名称	入間西部衛生組合清掃センター	
所在地	日高市大字上鹿山 792-4	
稼働年数	昭和 56(1981)年度（平成 13・14(2001・2002)年度 大規模改修）（平成 30・令和元(2018・2019)年度施設整備工事）	
し尿処理施設	処理対象	し尿、浄化槽汚泥
	処理方式	固液分離・希釈下水道放流
	脱臭処理	薬液洗浄＋活性炭吸着
放流先	日高市公共下水道	

(2) 下水道施設

本市の公共下水道事業は、昭和 46（1971）年に単独公共下水道として事業認可を得ましたが、同年 12 月荒川右岸流域下水道事業へ加入して流域関連公共下水道に計画変更を行い、その後数次にわたり事業認可区域を拡大してきました。

① 管渠施設

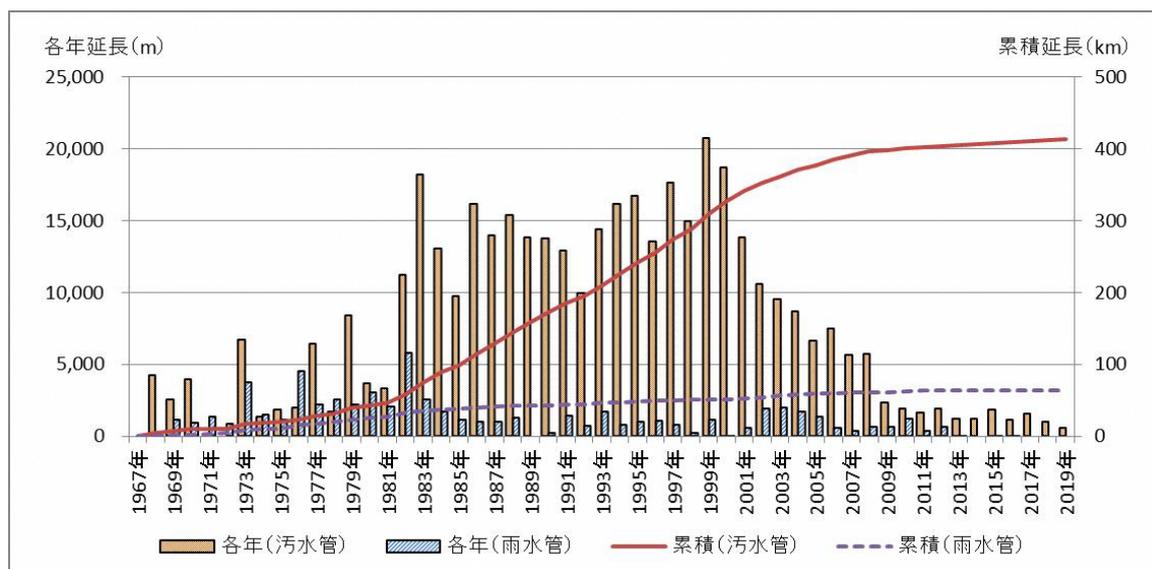
荒川右岸流域下水道の污水管渠施設の整備延長の推移を以下に示します。污水管の整備は、昭和 57（1982）年ごろより本格化し、平成 11（1999）年には年間 20,000m を超える整備が実施されましたが、その後、整備延長は徐々に減ってきています。本市の下水道普及状況は下記のとおりとなっています。

行政面積(ha)	行政人口(人) A	処理面積(ha)	処理人口(人) B	普及率(%) B/A	公共下水道 接続率(%)
4,474.0	148,297	1,571.5	131,197	88.5	97.3

※行政人口は、平成 30(2018)年 3 月末日現在の住民基本台帳人口

出典：埼玉県下水道 2019

污水管渠施設の整備延長



②終末処理場

埼玉県が運営する下水道終末処理場の概要を以下に示します。

下水道終末処理場の概要

施設名称	新河岸川水循環センター、新河岸川上流水循環センター	
所在地	和光市新倉 6-1-1	
事業着手年月	昭和 46(1971)年 12 月	
処理開始年月	昭和 56(1981)年 4 月	
全体計画	処理能力	789,900 m ³ /日 11 系列
	処理区域内人口	1,574,090 人
現況 平成 30(2018) 年度末現在	処理能力	732,100 m ³ /日 6 系列
	処理水量	1 日平均 約 54 万 m ³ (平成 29(2017)年度実績) ※下水道統計による
	処理区域内人口	1,630,258 人
処理方式	凝集剤添加循環式硝化脱窒素法＋急速ろ過法	
放流先	1 級河川 荒川	

出典：埼玉県の下水道 2019

第2節 生活排水処理の基本方針

生活排水の処理は、公衆衛生の改善の立場から始まりましたが、その後は公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を目的として、生活排水を適正に処理するための施設整備が行われています。市街化区域においては公共下水道を中心に、市街化調整区域では合併処理浄化槽による整備が進められています。このような背景から、し尿は減少するものの、浄化槽汚泥は引き続き発生します。

第3節 生活排水処理の予測

生活排水処理は、公共下水道の推進及び合併処理浄化槽の整備推進により、下水道水洗化人口及び合併処理浄化槽人口は増加しますが、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口は減少すると考えられます。

生活排水処理の予測を以下に示します。

生活排水処理形態別人口の予測

区 分	単位	実績	予測
		平成29年度 (2017)	令和7年度 (2025)
① 行政人口	人	148,592	142,118
② 生活排水処理人口	人	143,350	142,118
1) 公共下水道人口	人	131,603	129,559
2) 合併処理浄化槽人口	人	11,747	12,559
③ 単独処理浄化槽人口	人	4,735	0
④ 非水洗化人口	人	507	0
生活排水処理率 (=②÷①)	%	96.5	100.0

※令和 7(2025)年度の行政人口の予測値は、「入間市人口ビジョン 2015」に基づいています。

第4節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は以下のとおりです。

生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市、県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

第5節 生活排水処理基本計画

1. 計画の目標

(1) 処理の目標

本市から発生する全ての生活排水を段階的に処理施設で処理することを目標とします。また、公共下水道事業の進捗状況及び地域の状況を考慮し、最も適正な処理方法を採用します。

(2) 生活排水を処理する区域

本市の生活排水を処理していく区域は、公共下水道で処理する区域と、合併処理浄化槽で処理する区域とします。

公共下水道で処理する区域は、公共下水道基本計画の通りとします。

合併処理浄化槽で処理する区域は、公共下水道基本計画区域で当面整備されない区域とします。

(3) 施設整備計画

公共下水道の整備については、市街化区域を優先的に推進します。

当面公共下水道が整備されない区域については、合併処理浄化槽の整備を支援します。

2. 処理計画

(1) 収集・運搬計画

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理することはもちろん、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるための計画的な収集を行います。

(2) 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、入間西部衛生組合（構成市：入間市、日高市）が所管するし尿処理施設において適正処理に努めます。

(3) 最終処分計画

水処理過程から発生するし渣・汚泥は、脱水後、民間施設で再利用しており、今後も適正に処分していきます。

(4) 将来計画

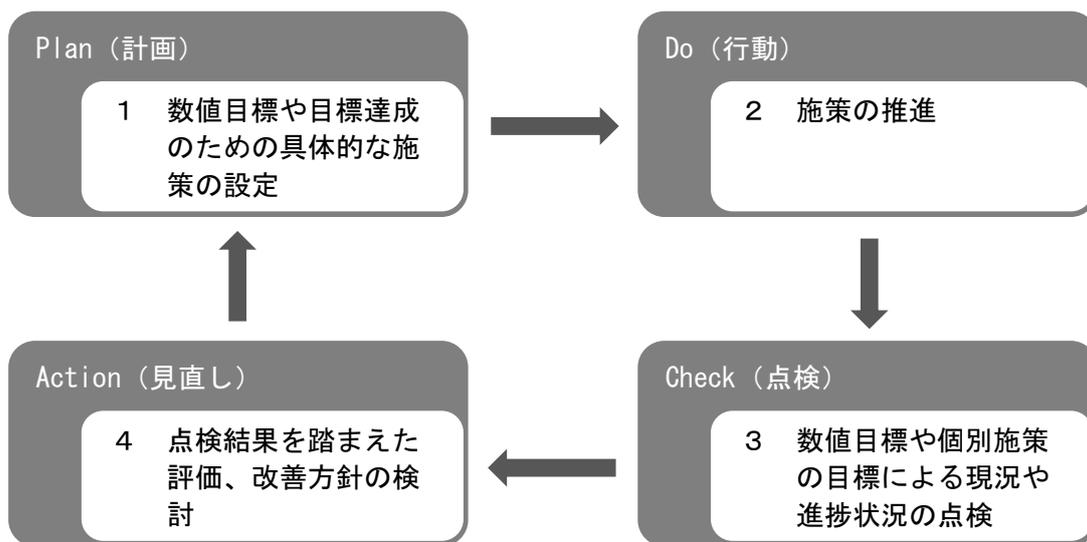
人口動向等社会情勢の変化に合わせて、次世代の計画を今後検討する必要があります。

第6章 計画の進行管理と推進体制

基本方針である『ごみを減らして、持続可能な社会の実現』を目指すためには、計画の進行管理が必要です。そのため、大きな数値目標や各施策に個別目標を用いて、進捗状況の把握・評価を行います。また、適正な進行管理を行うため、市自らが評価するとともに、廃棄物減量等推進審議会、ごみ減量化等推進協力会のほか、市民、事業者、民間団体からの意見・提言を受け、評価を行います。

第1節 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルの概念に基づき、数値目標や個別施策の目標を用いることで、進捗状況の把握・評価を行います。なお、市民・事業者・行政の協働によるごみの減量や環境負荷の軽減を推進するためには、意識・行動・情報などの共有が必要となります。このため、ホームページなどを利用して、ごみ処理の現況、数値目標や個別施策の進捗状況に関するデータなどを分かりやすく公開します。また、小さいサイクルと大きいサイクルに分けて点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直すことでサイクルの維持と目標の達成に努めます。



サイクル	主な点検評価項目	見直しの内容
小さなサイクル (1年間)	個別施策 個別目標	個別施策や個別目標の達成状況により、内容を見直し、個別目標の達成を図ります。
大きなサイクル (5年間)	基本施策 数値目標	基本施策や数値目標の達成状況を踏まえて、新たな基本施策や数値目標の必要性を検討し、基本計画の見直しを行います。

第2節 個別施策の目標を利用した進行管理

1. 現況や取組状況の点検・評価

ごみ処理の現況や市、市民、事業者の取組状況について、数値目標や個別施策の状況を点検・評価します。取組状況を集約・整理し、情報提供した上で、廃棄物減量等推進審議会、ごみ減量化等推進協力会をはじめ、市民、事業者、民間団体から意見・提言を受けます。

2. 年次報告書の作成

ごみ処理の現況や市、市民、事業者の取組状況を、年次報告書（ごみ減量・資源化に関する行動結果報告書、ごみ減量推進事業報告書等）として作成します。年次報告書は分かりやすいものとし、市民や事業者の環境に対する理解を深め、自発的な行動を促すために役立つものとなるよう工夫します。

第3節 計画の推進体制

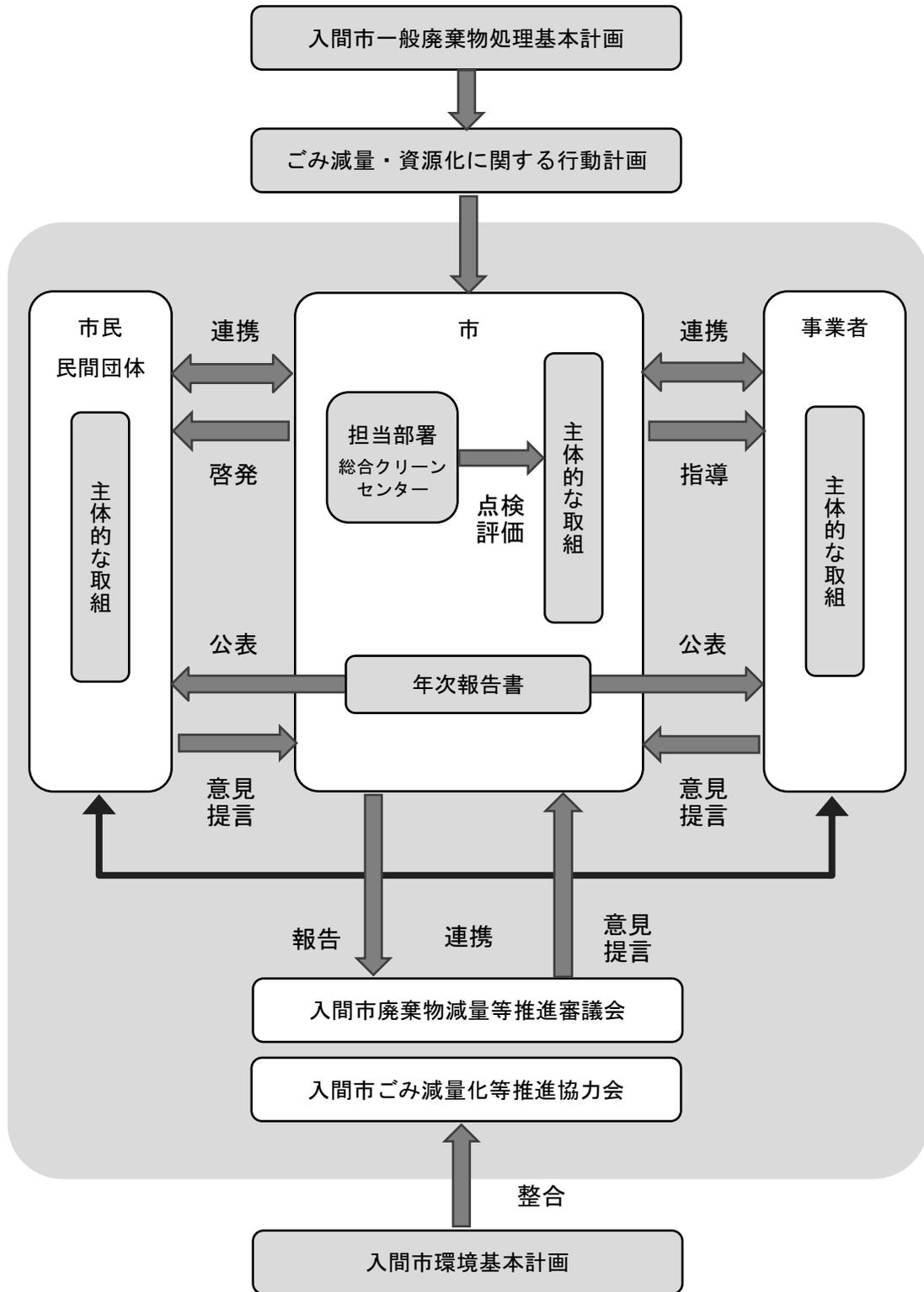
1. 入間市廃棄物減量等推進審議会が担う役割

入間市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する基本的事項について調査審議を行い、意見・提言を行っていく役割を担います。

2. 入間市ごみ減量化等推進協力会が担う役割

入間市ごみ減量化等推進協力会は、快適で住みよい環境づくりを推進するため、ごみの減量化、再利用及び再資源化、その他のごみの適正な処理に関する市の施策に協力し、また意見・提言を行っていく役割を担います。

一般廃棄物処理基本計画の推進体制図



資 料 編

資料 1

1. 一般廃棄物処理基本計画の改訂経緯

年月	項目	内容
令和元年 11月20日	令和元年度 第1回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市一般廃棄物処理基本計画」の策定について（諮問）
令和2年 1月31日	令和元年度 第2回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市一般廃棄物処理基本計画」の策定について
令和2年 4月	令和2年度 第1回 入間市廃棄物等推進審議会（書面会議）	「入間市一般廃棄物処理基本計画」の策定について
令和2年 7月6日	令和2年度 第2回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市一般廃棄物処理基本計画」の策定について
令和2年 8月21日	令和2年度 第3回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市一般廃棄物処理基本計画」の策定について
令和2年 9月28日	令和2年度 第4回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市一般廃棄物処理基本計画」の策定について
令和2年 10月29日	令和2年度 第5回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市一般廃棄物処理基本計画」の策定について
令和2年 11月26日	令和2年度 第6回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市一般廃棄物処理基本計画」の策定について
令和2年 12月23日 ～令和3年 1月22日	市民意見徴収	意見書提出 1通 提案された意見 1件
令和3年 3月8日	令和2年度 第7回 入間市廃棄物等推進審議会	「入間市一般廃棄物処理基本計画」の最終確認について 「入間市一般廃棄物処理基本計画」の答申について
令和3年 3月19日	「入間市一般廃棄物処理基本計画」についての答申	

資料 2

2. 入間市廃棄物減量等推進審議会名簿

平成30年10月1日～令和2年9月30日

番号	職名	氏名	区分
1	会長	小林 昌幸	知識経験者
2	副会長	奥山 重信	知識経験者
3	委員	小野 吉雄	工業会
4		劔持 和夫	公募
5		三枝 孝子	知識経験者
6		篠塚 玲子	知識経験者
7		多田 ひとみ	知識経験者
8		手島 吉紀	公募
9		永井 健一	商工会
10		沼井 里恵	知識経験者
11		三木 敏正	連合区長会
12		向野 康宏	知識経験者
13		森谷 秀一	公募
14		山本 有男	知識経験者

令和2年10月1日～令和4年9月30日

番号	職名	氏名	区分
1	会長	小林 昌幸	知識経験者
2	副会長	奥山 重信	知識経験者
3	委員	相葉 学	公募
4		小野 吉雄	工業会
5		木村 哲弘	公募
6		篠塚 玲子	知識経験者
7		多田 ひとみ	知識経験者
8		手島 吉紀	知識経験者
9		永井 健一	商工会
10		沼井 里恵	知識経験者
11		三木 敏正	連合区長会
12		向野 康宏	知識経験者
13		森谷 秀一	知識経験者
14		山本 有男	知識経験者
15		渡辺 剛	公募

資料 3

3. 諮問書・答申書および総合クリーンセンターの所掌

(1) 諮問書

入ク発第52号
令和元年11月20日

入間市廃棄物減量等推進審議会
会長 小林昌幸 様

入間市長 田中龍夫

入間市一般廃棄物処理基本計画（案）の策定について（諮問）

入間市廃棄物減量等推進審議会条例（昭和49年条例第51号）第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

入間市一般廃棄物処理基本計画（案）の策定について

2 諮問の趣旨

(1) 計画策定の背景及び必要性

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定するものです。現行の計画は、平成18年1月19日に答申を受けた『「入間市一般廃棄物処理基本計画」策定について』に基づき、平成18年3月に計画期間を平成18年度から令和2年度までの15年間とする「入間市一般廃棄物処理基本計画」を策定いたしました。

つきましては、令和3年度からの新しい「入間市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の概要

現行計画の課題を踏まえ、食品ロス、廃プラスチックなどの新たな問題や第6次入間市総合振興計画等、関連計画との整合性のとれた計画とするものです。

(3) 諮問する理由

入間市一般廃棄物処理基本計画の策定に際し、実行性が高く充実した計画となるように、貴審議会の意見を求めるものです。

(2) 答申書

入 廃 審 発 第 7 号

令和3年3月19日

入間市長 杉 島 理一郎 様

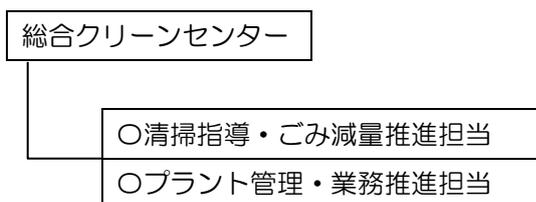
入間市廃棄物減量等推進審議会
会 長 小 林 昌 幸

入間市一般廃棄物処理基本計画（案）の策定について（答申）

令和元年11月20日付け入ク発第52号で諮問のありました入間市一般廃棄物処理基本計画（案）の策定について、当審議会において慎重に審議を行った結果、別添の入間市一般廃棄物処理基本計画（案）をもって答申します。

つきましては、本答申に基づいて環境負荷の低減やごみ減量を図り、循環型社会の実現に向けて、市民、事業者、行政の三者の協働により各種施策が円滑に推進されることを望みます。

(3) 総合クリーンセンターの所掌事務



- 一般廃棄物に係る総合調整に関すること。
- 一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- 一般廃棄物処理業者の許可並びに指導及び監査に関すること。
- 不法投棄防止の指導、監視パトロール及び不法投棄廃棄物の処分に関すること。
- 市民清掃デーに関すること。
- ごみ集積所に関すること。
- ごみの減量、資源化及び啓発活動に関すること。
- リサイクルプラザに関すること。
- 一般廃棄物関係施設の整備計画及び建設に関すること。
- 一般廃棄物関係施設の維持管理及び業務委託に関すること。
- 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- 粗大ごみに関すること。
- ごみの処理及び処分に関すること。
- ごみの収集業務（委託業務を含む）に関すること。
- 一般廃棄物関連施設における労働安全衛生に関すること。
- 総合クリーンセンターに関すること。
- 宮寺清掃センターに関すること。
- 最終処分場に関すること。

(令和2年現在)

資料 4

4. 用語解説

(ア行)

● 一般廃棄物

廃棄物処理法では、一般廃棄物とは「産業廃棄物以外の廃棄物」として定義されており、家庭から排出されるごみと、飲食店や事務所などから排出される産業廃棄物以外のごみに分けられます。

● 一般廃棄物処理計画

市町村が一般廃棄物の処理を進めていくための基本となる計画で、廃棄物処理法によって市町村に策定が義務づけられています。

概ね 10 年から 15 年を計画期間とする基本計画と、各年度の事業について定める実施計画があります。

● NPO

NPO は、「Nonprofit Organization」の略で、直訳すると「非営利組織」となります。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPO は社会的な使命を達成することを目的にした組織であるといえます。

(カ行)

● 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称。テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電を対象に、消費者はリサイクル料と収集・運搬費用の負担、販売店は消費者からの引き取りとメーカーへの引き渡し、メーカーは再商品化をそれぞれ義務づけています。

● カレット

ビンを分別収集した後に粉砕処理されたガラス片のこと。カレットはビンなどの原料として有効に利用されます。

● 環境教育

人間と環境との関りについて理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるようにすることを目的として、環境に関することを教えること。

● 環境基本法

平成 5（1993）年 11 月 19 日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

● 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

● 協働

市民・事業者・民間団体・市が対等の立場で連携し、お互いの信頼関係のもと、カ

を合わせ、協力してまちづくりに働くこと。

- グリーン購入

環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入すること。

- グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の略称。国等の公的機関が率先して環境負荷低減に寄与できる製品やサービスの調達を推進し、また適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、国等の各機関の取組に関するもののほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

- 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の略称。建設工事もしくは解体工事の受注者に、特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず）の分別解体と再資源化等を義務付けています。また、工事の発注者による都道府県知事への届出、解体工事業者の都道府県知事への登録などが必要になります。

- 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称。これまで家電リサイクル法に基づく4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）以外の家電を対象に、小型家電を収

集しリサイクルすることを可能とした制度です。

- ごみ総排出量

ごみ排出量＋集団資源回収量の合計

- ごみ排出量

家庭ごみ＋事業ごみ＋不法投棄ごみの合計

- コンポスト

生ごみ、落葉など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできているたい肥のこと。本計画ではたい肥を作る容器を指しています。

（サ行）

- 資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律の略称。事業者、消費者、自治体等に循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を求め循環型社会システムの構築を目指しています。

- し渣

し尿処理時に出るし尿以外の混入物（紙、布、ビニール類など）。

- 持続可能な開発目標（SDGs）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17

のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

● 自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律の略称。使用済自動車から発生するシュレッダーダスト(破碎ごみ)、エアバック、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを製造業者等に義務付けています。

● 循環型社会

資源循環型社会とも言い、大量生産・大量消費・大量消費型社会などと対比して使われています。太陽光や風力などの再生可能エネルギーの使用や、水や鉱物資源、石油資源などが何度も社会の内部を循環する環境への負荷の少ない社会のこと。

● 循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図ることを目的としています。

● 焼却残渣

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、

可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残り、すなわち未燃分からなっています。

● 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称。食品関連産業から排出される食品廃棄物について、飼料や肥料などの原材料として再生利用等の促進を義務付けています。

● 3R(スリーアール)

Reduce(リデュース:ごみそのものを減らす)、Reuse(リユース:何回も繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:分別して再び資源として活用する)の3つの取組のこと。従来の1R(Recycle)を拡大して、3Rを進めることが循環型社会の構築に必要とされています。

令和元(2019)年5月に策定された環境省のプラスチック資源循環戦略では、+Renewableを掲げていますが、プラスチック資源の使用を極力減らし、再生可能な資源を使用し、使用後は持続可能な形で徹底的に分別再使用していくことを提言しています。

(タ行)

● ダイオキシン類

水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。

- 中間処理

収集した可燃ごみを燃やしたり、不燃ごみを破碎、選別などを行うことで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

(ハ行)

- 廃棄物

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状または、液状のものをいいます。

廃棄物は、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別されます。

- 廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略称。廃棄物に関する基本的な法律であり、廃棄物の区分や処理責任の所在、処理方法の基準などを規定しています。

- 廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関して審議を行い、市長に答申、または建議するための市の付属機関をいいます。

- バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概

念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいます。

- バイオマスプラスチック

原材料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材。

- PDCA サイクル

計画 (Plan)、行動 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) のプロセスを順に実施し、最後の見直しを次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。

- 不法投棄

生活から出るごみや事業活動などによって排出されるごみを、不法に山野や河川などに投棄する行為のこと。全国で多くの不法投棄が発生しているため、国では生産者に対する廃棄物処理責任や廃棄物処理業者への監督を強化しています。

(マ行)

- マイルストーン

物事の進捗を管理するために途中で設ける節目をいいます。もとは道路などに置かれ、距離を表示する標識 (里程標) のことです。

(ヤ行)

- 容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の略称で、容器包装物のリサイクルを促進するため、平成

7（1995）年度に成立した法律。この法律では、住民には分別の協力を、市町村には国が定める分別基準に適合する形での収集を、事業者には容器包装物を再商品化することを求めています。

（う行）

● 流動床

ごみ焼却炉（焼却装置）の方法にはストーカ式、流動床式及び回転炉式があります。流動床式燃焼装置は、縦型の炉体底部に流動媒体である砂を一定の高さに充填して、同じく底部に設けられた散気装置から熱風を送り、流動媒体を流動させて形成した流動層内にごみを供給し乾燥・燃焼を行う方式です。

（ワ行）

● ワンウェイ

通常一度使用した後にその役目を終えることをいいます。